

平成30年勝浦町マラソン議会（ひな会議）会議録第1日目

1 招集年月日 平成30年3月6日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 3月6日 午前9時30分 議長 籾 公一

散会 3月6日 午後3時49分 議長 籾 公一

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	仙才守	2番	松下一一
3番	美馬友子	4番	麻植秀樹
5番	松田貴志	6番	籾公一
7番	国清一治	8番	森本守
9番	井出美智子	10番	大西一司

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

1番 仙才守 7番 国清一治

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	野上武典	副町長	藪下武史
教育長	椎野和幸	企画総務課長	山田徹
税務課長	久木喜仁	福祉課長	岡本重男
産業交流課長	海川好史	住民課長	中瀬弘晴
建設課長	柳澤裕之	教育委員会事務局長	笹山芳宏
勝浦病院事務局長	笠木義弘	出納室長	後藤信之
地方創生推進室長	石木正昭	簡易水道対策室長	松本博文

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 河野稔彦

1 議事日程（第1号）

開議宣言

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告
- 日程第4 議案第1号 平成29年度勝浦町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第5 議案第2号 平成29年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第3号 平成29年度勝浦町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第4号 平成29年度勝浦町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第5号 平成29年度勝浦町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第6号 平成29年度勝浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第7号 平成29年度勝浦町病院事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第8号 平成29年度勝浦町物産販売特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第9号 勝浦町簡易水道管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第10号 勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第11号 勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第12号 勝浦町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第13号 勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第14号 勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及

び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第18 議案第15号 勝浦町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第16号 勝浦町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第17号 勝浦町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第18号 勝浦町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第22 議案第19号 勝浦町交通安全対策会議設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第20号 地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第21号 勝浦町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第22号 勝浦町電子計算組織の運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第23号 勝浦町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第24号 勝浦町道路線の認定について
- 日程第28 議案第25号 平成30年度勝浦町一般会計予算について
- 日程第29 議案第26号 平成30年度勝浦町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第30 議案第27号 平成30年度勝浦町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第31 議案第28号 平成30年度勝浦町住宅新築資金等貸付特別会計予算に

ついて

日程第32 議案第29号 平成30年度勝浦町農業集落排水事業特別会計予算につ
いて

日程第33 議案第30号 平成30年度勝浦町介護保険特別会計予算について

日程第34 議案第31号 平成30年度勝浦町後期高齢者医療特別会計予算につい
て

日程第35 議案第32号 平成30年度勝浦町病院事業特別会計予算について

日程第36 議案第33号 平成30年度勝浦町物産販売特別会計予算について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第36まで（第1号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（節 公一君） 皆さんおはようございます。

きょうは啓蟄ということで、ここ数日暖かい日が続き、梅も一気に開花し、ウグイスの鳴き声も聞かれ始めました。

さて、新しく野上町政になってから初めての定例会であります。野上町長は、今回の選挙で投票率の高さから町民の多くが町政に関心を持ってきていると感じたと述べており、今ひな会議にも意欲満々で臨んでいることと思います。同じように、町民の方は、議会の対応にも目を向けておられると思いますので、議員各位、意識を新たに、議会としても十分な役割を果たしていこうではありませんか。

それでは、ただいまから平成30年勝浦町マラソン議会ひな会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（節 公一君） 日程第1、諸般の報告を議題とします。

会議への出席状況を報告いたします。

2月9日、勝浦町で開催された第2回町の国民健康保険運営協議会に松下議員、森本議員、井出議員、美馬副議長が出席しました。

2月16日、勝浦町で開催された町老人クラブ連合会新年互礼会に私が出席しました。同日、勝浦町で開催された町建設業界新年互礼会に私が出席しました。

2月17日、勝浦町で開催された町人権講演会に美馬副議長と私が出席しました。

2月18日、勝浦町で開催された第30回ビッグひな祭り・おひな様の奥座敷オープニングセレモニーに私が出席しました。

3月2日、徳島市で開催された勝名地区及び県町村議会議長会定例総会に私が出席しました。

3月5日、徳島市で開催された勝名地区町村議会議員研修会に全議員が……。仙才議員さん欠席でしたが、残りの議員が出席しました。

次に、監査委員から例月出納検査結果について報告書がお手元に配付のとおり提出されていますので、ご報告しておきます。

次に、法第121条第1項の規定により、説明者として出席を求めたのは、野上町長、藪下副町長、椎野教育長、山田企画総務課長ほか全課長でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（節 公一君） 次に、日程第2，会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、議長において指名いたします。

今会議の会議録署名議員は、1番仙才議員，7番国清議員の兩名を指名いたします。

~~~~~

○議長（節 公一君） 次に、日程第3，議会運営委員会所管事務調査報告を議題とします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

松田議会運営委員長。

○議会運営委員長（松田貴志君） おはようございます。

2月22日に議会運営委員会を開きましたので、協議結果を報告いたします。

会議日程であります。本日から9日までを議案審議，20日，22日の2日間を一般質問，23日に議案審議を予定いたしておりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、今ひな会議における全ての第一読会において、会議規則第52条にある、議長が議員として質疑を行うときは、会議規則第53条にある自由討議と同様に、議長席で行うことと決定いたしました。

以上、ご報告とさせていただきます。

○議長（節 公一君） ただいまの議会運営委員長の報告に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（節 公一君） それでは、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

○議長（節 公一君） 次に、日程第4，議案第1号，平成29年度勝浦町一般会計補正予算（第6号）から日程第11，議案第8号，平成29年度勝浦町物産販売特別会計補正予算（第1号）までを一括して議題とします。

これより第一読会を開きます。

町長から開会の挨拶並びに本件の趣旨説明をお願いします。

野上町長。

○町長（野上武典君） 改めまして、おはようございます。

この冬は、例年になく厳しい寒さとなり、北日本では記録的な大雪になるなど、全国各地で雪や寒さによる被害が伝えられておりますが、ここに来て、少しずつ寒気も和らぎ、春の気配が感じられる季節となってまいりました。議員の皆様におかれましては、平成30年勝浦町マラソン議会ひな会議開催に当たり、公私ご多用のところ全議員のご列席を賜り深く感謝いたしますとともに、日ごろから町勢の発展にご尽力くださり厚くお礼を申し上げます。

本ひな会議の冒頭に、これからの町政を担う決意、そして所信を表明する機会をいただきましたことに、まずもってお礼を申し上げます。

2月会議でも申し上げましたが、1月の勝浦町長選挙におきまして、大勢の皆様からご支援を賜り、初当選を果たすことができました。まことに光栄に存じますとともに、責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

改めて、歴代の町長や議会議員、そして先輩職員が脈々と築いてきた勝浦町政を揺るぎのないものとするため、一身精進励むことをお誓い申し上げます。これからの町政運営につきまして、町民の皆様との対話を政治信条とし、いただいたアイデアや提言を真摯に受けとめ、町民に身近な町政を実現するため、職員ともども誠実に努力してまいります。

さて、日本を取り巻く国際情勢は、アメリカ大統領の言動、北朝鮮の挑発的な動きなど、不安定な状態が続いております。いつどこで何が起こっても不思議でない状況にあります。国内に目を向ければ、政府における経済対策は十分と言えず、国の財政力が好転する気配は見えていません。地方に対する財政支援についてもどのように変わっていくか見通しは混沌としており、世界情勢も含め、政府の動向、政策の行方をいち早く情報入手する体制を整えておく必要があります。社会情勢のみならず、昨今の温暖化による環境の影響で引き起こされている想定外の異常気象や大規模地震等の自然災害から町民の生命と財産、そして町の基盤を守ることも課題となっております。勝浦町が豊かで明るく、活気にあふれる、そしていかなる試練からでもみずから生き残れる町を築くことが必要と考えております。このため、任期期間でのまちづくりの基本的な方向といたしまして、まず豊かな自然や文化、人の優しさを実感しな

がら成長し、ふるさと勝浦を誇りに思う子育て環境日本一の町を目指して取り組んでまいります。

次に、高齢者が社会の中で役割を担い、活躍し、あるいは趣味などに生きがいを感じながら生活できる機会づくりに努め、生き生きと暮らせるまちづくりを進めてまいります。

活気のある町にするため、基幹産業である農業の振興に注力いたします。勝浦農業の知識や技術、そして優良な農地を次の世代に継承していかなければならないと考えています。足元では、農林業を中心に、商工業と連携し、加工、販売などの6次産業化を進めるなど、しっかり稼げる地域産業を推進してまいります。また、雇用機会や働く場所の確保として、企業の誘致や町内事業者の仕事がふえる事業展開について促進してまいります。安心して暮らせるまちづくりを実現するため、県道及び町道など、便利で安全な道路整備を推進するほか、勝浦川の水害対策など、安心できる社会基盤の整備をしてまいります。防災対策といたしましては、消防団組織や自主防災組織を強化するとともに、事業を開始いたしております救急救命業務を発展させ、より確かな防災力を高めてまいります。

なお、何よりも急務と考えておりますことは、役場の組織再構築、職員の意識改革であると考えております。財政危機を回避するため、平成16年まで職員数の削減が続き、さらに地方分権や市町村合併の名のもとに、国、県からおりてくる業務が増加し、職員にとっては非常に厳しい職場環境となっています。しかし、そのような中でも、日々の業務を確実に執行していかなければなりません。このための体制づくりと研修について早急に取り組んでまいります。本町の発展と町民の皆様の負託に応えるべく、36年間の行政経験を生かし、職員と一緒に一層の努力をしていく所存でございますので、議員の皆様初め、町民の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

勝浦町のまちづくりは、その基本的な方向性を勝浦町総合計画で位置づけ、さらに平成27年まち・ひと・しごと創生法により策定された勝浦創生総合戦略に基づき町政運営を展開しているところでございます。これからの計画については、総合計画が平成32年度まで、総合戦略は31年までとなっているため、実施状況を検証し、残された期間の町政運営を進めてまいります。



新年度の主な事業など、今議会に議案として提出させていただく当初予算案等につきましては、町長選挙の執行があったことから、骨格予算となっております。選挙期間中に皆様に訴えてきた施策や事業につきましては、今後の補正予算等で反映していきたいと考えておりますので、ご了承をお願いいたします。

1点目は、産業振興についてであります。

農業の振興につきましては、勝浦みかんブランド化事業として、今年産みかんの出荷から、JA東とくしまと出荷箱デザインを統合し、勝浦貯蔵みかん産地をPRしてまいります。また、アグリサポートクラブの中で、効果的な果樹栽培へのサポートを目指していきます。

商工業の振興につきましては、商工会が実施しております新商品開発事業に企画補助金が活用できるよう助成し、農商工が一体となった勝浦町の活性化に取り組んでまいります。

観光交流事業では、現在人形文化交流館で開催されております阿波勝浦ビッグひな祭りが30周年を迎えられ、記念イベントも盛りだくさんとなっております。同時開催のおひな様の奥座敷やひな街道、町内各所のひな飾りも例年以上のにぎわいを見せております。既に伝統行事と言えるひな祭り、勝浦桜まつり、武者人形まつり、ホテルまつりまで、また各地区の秋祭りといった各種行事にも地域と一体となり、観光交流人口の増加につなげていきたいと思っております。

なお、ことしの勝浦桜まつりで、4月4日に予定されておりますインバウンド受け入れ事業、台湾勝浦花見ツアーでは、約2,000名の外国人観光客の来町が予想されております。この機会を生かして、今後も外国人観光客の誘致や物産の販売拡大、国際交流への取り組みを進めてまいります。この事業につきましては、勝浦町インバウンド受け入れ協議会が中心となって、町内の徳島医療福祉専門学校、小松島高等学校勝浦校、勝浦中学校を初め、町内外の多くのボランティアの協力を得ながら開催することとなっております。

移住交流につきましては、移住・定住助成制度とともに、勝浦町地域活性化センターレヴィタかつうらを拠点として、四国大学等との連携のもと、勝浦地域の活性化に取り組んでまいります。

2点目は、教育・文化についてであります。

福祉・子育て環境と一体化した子育て教育環境充実の向上を目指してまいります。小学校の耐震化対策は終了し、将来を担う児童・生徒の安心・安全が確保されました。次の学校施設の環境整備につきましては、小学校の空調設備への取り組みであります。今議会の中で、平成29年度3月補正におきましてご審議いただくこととしており、ご了承いただければ、直ちに着手することといたしております。学校給食費の負担、部活動費や修学旅行の助成につきましては、早急な制度設計と予算措置に向け研究し、早期実現したいと考えております。県立普通科高校の学区制につきましては、学びの機会の拡充に向け、関係機関に働きかけを行ってまいります。

3点目は、健康・福祉・子育てについてでございます。

町民の健康づくりにつきましては、がん検診や特定健診の受診率向上と生活習慣病患者の生活改善に取り組み、疾病の重篤化を防ぐなど、保健予防に努めてまいります。2020年に勝浦町の高齢者人口がピークを迎えることから、高齢者福祉計画、介護保険事業計画を見直し、基本理念である生涯元気生き生き勝浦を実現できる施策に取り組みます。

障害者福祉は、地域社会における障害者の共生を実現するため、障害者計画、障害者福祉計画の見直しを行い、就労、障害児支援の施策の充実を図ります。

さきの選挙におきまして、子育て環境日本一を目指すと宣言いたしました。子育て対策といたしまして、医療費、保育費、出産祝い金などの子育て世代への経済的支援とともに、子育て真っ最中の保護者が育児相談できる機会づくりを充実いたします。

学童保育につきましては、多子世帯、ひとり親世帯などの特に経済的支援の必要とする保護者への支援を行います。

勝浦病院につきましては、地域医療の拠点として安心して受診できるよう施設の改築事業への取り組みと運営体制の充実引き続き努めてまいります。運営に関しましては、地域医療の拠点として安心して受診できるよう、設備、運営体制の充実と町民にとってかかりつけ医となれるような病院づくりに努めてまいります。

4点目の雇用対策といたしまして、奈良県に本社を置く株式会社辻本製作所が先月から船井電機株式会社跡地で操業を開始しており、雇用の受け皿として期待されております。また、サテライトオフィス誘致に向けては、県との連携のもと、東京で企業訪問を行うなど、積極的な取り組みを進めてまいります。

5点目は、社会基盤、環境保全、地域安全についてでございます。

まず、道路整備についてであります。就任後、早速に県の担当部局と協議してまいりました。県道阿南勝浦線の沼江バイパス3期工事は、測量設計を終え、現在用地交渉を進めているところであり、町といたしましては、事業が促進するよう積極的に協力するとともに、早期完成に向け、県等の関係機関に引き続き要望してまいります。

県道徳島上那賀線においては、生比奈小学校から東側の歩道整備につきまして測量設計を終え、既に用地交渉を行っており、交渉が成立した部分から逐次工事に着手しております。

県道新浜勝浦線は、星谷工区の用地測量及び境界立会を終了しており、こちらも用地交渉が調った部分について早々に着工を目指してまいります。

町道及び橋梁の整備につきましては、町民の生活に密着した重要な施策と認識しており、町民の多様なニーズを精査しながら、引き続き改良、維持補修を実施し、安心・安全の確保に努めてまいります。

次に、簡易水道事業についてであります。

当該事業についても、インフラ整備の中で重要な位置づけにあると認識しており、勝浦町簡易水道において中山横瀬地区では、古川地域の配水管改良工事を実施するとともに、中角地区における老朽化した水道施設の更新については、川北地区からの配水管延長により、同地区へ統合する計画で実施設計を作成いたします。これらの事業を実施し、今後も安全で安心な飲料水の安定供給に努めてまいります。

次に、土地の境界の明確化は、地域発展の根幹であることから、現在勝浦町が進めている地籍調査のより一層のスピードアップを図ってまいります。また、定住促進を目的とした宅地造成、分譲につきましては、横瀬地区の4区画が完売し、一部建築工事も始まりました。現在、新たに沼江地区で分譲用地を確保し、30年度において造成工事を進め、分譲することといたしております。今後、これらにつきましては、移住を目的とする移住支援空き家改修補助金や住宅新築補助金も含めまして、継続して取り組んでまいります。

次に、地域の安全についてであります。

防災対策につきましては、現状を見据え、多発が予想される災害に備えるため、地

域の防災力を高めるための自主防災組織体制の強化、消防団組織と装備の充実に努め、地域の防災・減災に努めてまいります。また、常に状況の変化を的確に捉え、勝浦町地域防災計画の改定に努めてまいります。

平成29年度から開始しました救急救命業務につきましては、町民の命を救う安全・安心なまちづくりの中で最重要となる業務と言えます。1年間の業務内容について検証するとともに、さらに町民への周知に努め、理解を得ながら、よりよい運用を目指してまいります。現在、小松島市に委託をしております可燃ごみの焼却につきましては、既に新聞等でも報道されておりますとおり、徳島市ほか1市4町によりまして、広域ごみ処理施設の整備に向けた取り組みを進めており、今後建設に向け、具体的な動きとなっていく予定でございます。

最後に、地域活動、行財政改革についてであります。

本町では、第30回を迎えたビッグひな祭りや、来月開催されます桜まつり、武者人形まつり、さらには与川内ホテルまつりなど、地域住民がそれぞれの地域資源を活用し、町民主体の地域活動が活発に展開されています。それに続くことを期待し、勝浦未来創生事業補助金は新年度におきましても募集し、地域の活性化につなげてまいります。今後とも、町民主体の地域活動や交流活動が活発に展開されることを支援し、協働によるまちづくりの実現を目指してまいります。

最後に、行財政改革への取り組みにつきましては、冒頭申し上げましたとおり、何よりも急務と考えておりますのは、役場の組織再構築、職員の意識改革等と考えております。これまで取り組んできた改革での効率的で透明性の高い行政運営の確立、健全な財政運営と財政の弾力性の確保、住民参加の促進と開かれた町政の推進を進めていくことは当たり前ですが、何よりも職員の意識、能力向上、そして人材育成を目標に、今年度取り組むことといたします。

多様化する町民のニーズに応えるためには、町民と行政の連携が不可欠であります。今後、積極的に情報の発信に努め、さまざまな機会を捉えて、町政運営に対する町民の生の声に耳を傾けてまいります。

以上、町政に対する所信の一端を申し上げます。最高のものは過去にあるのではなく、これからの将来にある、これからつくり上げるものと決意し、まちづくりに一生懸命取り組みますので、議員並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を心からお願い

い申し上げます。

続きまして、議案第1号から議案第8号までの提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議案第1号は、平成29年度勝浦町一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億3,001万5,000円を減額し、35億4,791万1,000円とするものでございます。

議案第2号は、平成29年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

歳入歳出の総額からそれぞれ5,083万4,000円を減額し、9億1,199万7,000円とするものであります。

議案第3号は、平成29年度勝浦町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ924万5,000円を減額し、1億1,139万9,000円とするものでございます。

議案第4号は、平成29年度勝浦町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ69万円を減額し、5万1,000円とするものでございます。

議案第5号は、平成29年度勝浦町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,173万5,000円を減額し、9億1,022万4,000円とするものであります。

議案第6号は、平成29年度勝浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ524万8,000円を減額し、8,302万5,000円とするものでございます。

議案第7号は、平成29年度勝浦町病院事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

収益的収入及び支出の補正額につきましては、病院事業収益の総額から5,069万3,000円を減額し6億5,924万3,000円、病院事業費用の総額から5,069万3,000円を減額し6億5,924万3,000円とするものでございます。また、資本的収入及び支出の補正額についてであります。まず資本的収入の補正額につきましては、資本的収入の総額から478万9,000円を減額して2,036万5,000円とし、資本的支出の補正額につきましては、資本的支出の総額から432万4,000円を減額して2,173万7,000円とするものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額46万5,000円につきましては、損益勘定留保資金で補填するものといたします。

議案第8号は、平成29年度勝浦町物産販売特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法第214条の規定より、債務を補填する行為をすることができる事項、期間、限度額について、第1表債務負担行為により定めるものであります。

詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明をいたさせますので、ご審議をいただきご決議賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（笹 公一君） 町長の説明が終了しました。

所信表明では、町長の町政運営への思いが述べられました。最後の下りで、最高のものは過去にあるのではなく、これからの将来にある、赤毛のアンの、たしかブラックバーン校長先生の言葉であったかと思っておりますが、前に向かって力強く進んでいてもらいたいと思います。

それでは、関係各課長からの詳細説明を求めます。

まず、一般会計補正予算の全体説明と議案第1号の企画総務課関係をあわせて、山田企画総務課長から説明を求めます。

山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） それでは、私のほうから議案第1号、平成29年度勝浦町一般会計補正予算（第6号）の全体説明をまずさせていただきます。

お手元に配付させていただいております平成29年度勝浦町一般会計補正予算（第6号）の予算書をもとにご説明をさせていただきます。

まず、1枚めくっていただきまして、1ページのほうをごらんいただきたいと思  
います。

今回の補正予算、歳入補正についてまず説明をさせていただきます。

まず、1款町税でございます。こちらのほうが、補正額3,951万6,000円といたして  
おります。

続きまして、3款利子割交付金、こちらが補正額65万1,000円でございます。

6款地方消費税交付金、こちらのほうは15万6,000円の減額補正を行っておりま  
す。

7款自動車取得税交付金につきましては、92万5,000円の増額補正を行っておりま  
す。

8款地方特例交付金につきましては、8万3,000円の補正でございます。

9款地方交付税につきましては、3億3,753万6,000円の補正をいたしております。

11款分担金及び負担金につきましては、180万円の補正をいたしております。

12款使用料及び手数料につきましては、16万6,000円の減額補正といたしておりま  
す。

2ページをお開きください。

13款国庫支出金につきましては、3,452万6,000円の補正をいたしております。

14款県支出金につきましては、1,646万5,000円の減額補正といたしております。

15款財産収入につきましては、119万円の減額補正といたしております。

16款寄附金につきましては、293万円の補正といたしております。

17款繰入金につきましては、5億1,525万8,000円の減額補正といたしております。

18款繰越金につきましては、4,115万8,000円の補正でございます。

3ページに移りまして、19款諸収入におきましては、259万5,000円の補正でござい  
ます。

20款町債につきましては、3,150万円の減額補正といたしております。

歳入合計では、1億301万5,000円の減額補正となっております。

ちなみに、一般財源では、8,672万円の減額の補正となっております。

続きまして、4ページのほうをごらんいただきたいと思  
います。

こちらからは、歳出予算の補正となります。

基本的に実績見込みによる減額が主なものとはなっております。

2款総務費でございます。こちらのほうは、6,984万2,000円の減額補正でございます。

3款民生費におきましては、1,901万円の減額補正となっております。

4款衛生費では、4,240万4,000円の補正でございます。

5款農林水産業費におきましては、2,676万5,000円の減額補正といたしております。

7款土木費におきましては、129万2,000円の補正でございます。

次のページ、5ページに移りまして、消防費でございますが、こちらのほうは、財源振り替えによる計上でございます。

9款教育費でございますが、こちらは901万7,000円の減額補正でございます。

10款災害復旧費につきましては、1,147万7,000円の減額補正でございます。

11款公債費につきましては、1,060万円の減額補正といたしております。

歳出合計では、1億301万5,000円の減額補正となっております。

続きまして、7ページをごらんください。

第2表繰越明許費でございます。

こちらは、平成30年度に繰り越す事業とその限度額でございます。

まず、2款総務費では、国民健康保険勝浦病院設計者選定支援事業の293万5,000円ほか2件の事業を繰り越し、限度額の設定をいたしております。詳細については、各課のほうからご説明をいたします。

続きまして、4款衛生費では、一般廃棄物広域処理施設整備事業で120万円を繰り越しをいたします。

5款農林水産業費では、中山間所得向上支援関連事業で900万円を繰り越します。

6款土木費におきましては、町単道路改良事業の1,600万円ほか3件を繰り越しをいたします。

9款教育費では、生比奈小学校校舎トイレ改修事業の2,644万3,000円ほか1件を繰り越しをいたします。

災害復旧費では、林道施設災害復旧事業で1,387万1,000円を繰り越します。

以上12件、上限額の合計1億7,288万3,000円を繰越明許費といたします。



続きまして、8ページのほうをごらんください。

第3表債務負担行為補正につきましては、平成30年度以降に債務負担行為を行うものとその限度額を設定いたしております。今回は追加ということで、6件の追加を行っております。今回の追加につきましては、公の施設の指定管理の協定を行うものの業務委託料でございます。期間は、全て平成30年度から平成32年度までの3年間でございます。事項及び限度額は、勝浦町住民福祉センター指定管理業務の1,029万円、勝浦町子育て支援交流センターの667万5,000円、勝浦町農村婦人の家の930万円、勝浦町農村環境改善センターの2,332万8,000円、勝浦町民体育館の1,848万円、道の駅ひなの里かつうらの2,106万円でございます。

続きまして、9ページのほうをお開きください。

第4表地方債の補正でございます。

9ページのほうに追加分、10ページに変更分を掲載しております。

まず、9ページでございますが、今回の追加は、補正予算債で限度額を2,930万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は、当初予算と同様でございます。

続きまして、10ページのほうをごらんください。

こちらについては、変更分となります。

限度額を実績見込みにより変更するものでございます。

過疎対策事業債ハード事業の限度額を2,810万円減額補正をいたしまして6,650万円に、過疎対策事業債ソフト事業を1,400万円減額補正いたしまして3,000万円に、現年公共土木債を330万円減額補正して0に、現年林道施設債を540万円減額補正し360万円に変更をいたします。起債の方法、利率、償還の方法は、変更はいたしておりません。

以上、一般会計補正予算全体の説明とさせていただきます。

続きまして、企画総務課関係の補正について説明をさせていただきます。

こちらのほうは、事項別明細の3の歳出のほうから説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

まず、22ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、2目総務管理費でございます。こちらでは、

3,816万1,000円を減額をいたしております。主なものといたしましては、特別職、一般職の職員の給料及びその共済費などの実績見込みによる減額補正となっております。あと、大きなものといたしまして、13節委託料、説明の67、社会保障・税番号制度システム対応業務委託料の減額、こちらのほうが111万8,000円となっております。こちらのほうにつきましては、対応業務数の減及び請負差額によるものでございます。同じく、13節委託料の457、業務委託料の減額199万7,000円、こちらにつきましては、メンタルヘルス相談業務と公共施設個別管理業務の委託、こちらのほうの実績見込みによる減額でございます。

続きまして、23ページのほうをごらんください。

2款財産管理費では、163万3,000円を減額をいたしております。大きなものとしては、13節の委託料の64、町役場清掃業務委託料、こちらのほうは96万3,000円を減額をいたしております。こちらのほうは、シルバー人材センターに委託する予定であった業務を町職員のほうですることになったための減額でございます。

続きまして、2款総務費、2項企画費、1目企画費でございます。こちらのほうは、実績見込みによりまして2,639万8,000円を減額補正を行っております。大きなものといたしましては、24ページのほうをお開きください。こちらのほうの13節委託料、1の事務委託料の減額130万円でございます。こちらのほうは、勝浦病院の設計者選定支援業務の見直しにより請負差額によって減額をしたものでございます。同じく、457、業務委託料につきましては、PR動画追加作成等の実績見込みにより減額を行うものでございます。あと、19節負担金補助及び交付金では、67、定住促進賃貸住宅家賃助成事業の分で減額を125万9,000円を行っております。こちらは、入居見込み者の実績によるものでございます。負担金補助及び交付金の69番、コミュニティー助成補助金でございます。こちらは、採択数が減になったための減額といたしております。同じく、83番、定住促進賃貸住宅建設事業費助成補助金の減額で1,200万円につきましては、申し込みがゼロだったためのものでございます。91番、住まい応援事業補助金の減額200万円につきましては、当初予算の申し込み予定者が減ったために減額するものでございます。93、杉の子支援事業補助金の減100万円につきましては、こちらのほうも申し込みがなかったための減というふうになっております。

続きまして、34ページのほうをお開きください。

34ページ中段の8款消防費，1項消防費，1目非常備消防費でございます。こちらのほうは，地方創生推進交付金1,300万円の非常備消防費への充当を行うための財源振り替えでございます。収入につきましては，17ページのほうに，今申し上げました地方創生推進交付金の収入を記載をいたしております。

続きまして，39ページをお開きください。

下段の11款公債費，1項公債費の元金及び利子でございます。こちらは，利率見直し方式により見直された償還金の元金及び利息の補正を行っております。1目元金では220万円を増額し，2目利子では1,280万円を減額の補正をいたしております。

続きまして，ちょっと前後しますが，27ページのほうをお開きください。

27ページの下段でございます。

4款衛生費，1項保健衛生費，1目保健衛生費でございます。こちらのほうでは，28節で，勝浦病院事業特別会計への繰出金を決算見込みにより7,726万4,000円の補正を行っております。詳細は，病院事業特別会計補正予算とあわせて担当課のほうからご説明をさせていただきます。

以上，企画総務課関連の一般会計補正予算の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（笹 公一君） 次に，議案第1号の税務課関係及び第2号，第6号について久木税務課長に説明を求めます。

久木税務課長。

○税務課長（久木喜仁君） それでは，税務課関係のご説明を申し上げます。

議案第1号の一般会計の税務課分の補正予算，それから議案第2号の国保の補正予算，それから議案第6号の後期高齢の補正予算，あわせて3つご説明申し上げます。

まず，議案第1号ですけれども，町税の補正が主となっておりますので，そこらあたりを中心にご説明申し上げます。

予算書の13ページをおあけください。

1款町税，1項町民税，1目個人の現年度個人町民税でございます，1,261万2,000円の増，それからその下で，法人町民税が229万6,000円，ずっと下へ行きますと，固定資産税が2,305万3,000円の増，ずっと下へ行きますと，鉱産税90万3,000円，合計，町税の補正予算が3,951万6,000円の増という補正内容になっており

ます。ここらを資料をもとにご説明させていただきたいと思ひます。

事前にお配りしました税務課関係の資料1をおあげください。

町民税の補正予算1,261万2,000円の内訳でございます。29年度の決算の見込み額、徴収の見込み額ですけれども、これが1億7,391万4,000円となっております。対28年度にしますと2.8%のアップというふうになっております。現行予算が1億6,130万2,000円ということで、それらを引いて1,261万2,000円の増というふうになっております。

それから、法人町民税ですけれども、これも③のところに書いてありますとおり、29年度の予定額が1,987万6,400円、これにつきましては、ほぼ前年度並みでございます。多分、低く当初予算が計上されておったと思ひますので、そこらを差し引いて、229万6,000円の増額というふうになっております。

それから、2ページをおあげください。

これ固定資産税でございます。補正額が2,305万3,000円でございます。これが決算見込み額が2億3,054万5,300円、対28年度にしますと、約4.6%のアップ、税収にしますと、約1,000万円アップでございます。これについては、ほぼ償却資産の関係でのアップだというふうに思われます。当初予算が2億749万2,000円ですから、差し引きしまして2,305万3,300円の増というふうになっております。

それから、ページ3ページですけれども、これ歳出のほうに入らせてもらいます。予算書で言いますと、26ページになります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉費の国民健康保険特別会計繰出金でございます。これが138万4,000円の減となっております。これの主なものについては、出産一時金10名分の当初予算に対しまして、7名分の実績見込みとなっておりますので、その差し引きをして84万円の減額が主なものと思われます。

それから、資料が5ページをおあげください。予算書につきましては、ちょっと戻るんですけども、21ページということでございます。

19, 3, 5, 2, 1, 725万1,000円の増額ということで、後期高齢の療養給付費の負担金の精算による返納金ということです。725万2,000円の増額というふうにさせていただきます。

続きまして、議案第2号の国民健康保険特別会計の補正予算ご説明申し上げたいと

思います。

今年度の決算見込み額でございますけれども、今のところ単年度収支で約530万円ぐらゐの黒字が出るというふうな見込みでございます。

これにつきましても資料がございますので、資料2をおあげください。予算書につきましては、議案第2号の予算書、6ページをおあげください。

歳入の1款国民健康保険税、1項国民健康保険税の1の1ですけれども、現年度の国民健康保険税の税収でございます。補正額が703万1,000円の増というふうになっております。これにつきましては、資料1ページのありますとおり、決算見込み額、税収の見込み額が7,970万6,000円というふうになっております。ちなみに、28年度が7,452万9,000円でしたので、約500万円ほどの税収アップというふうになっております。それを差し引きしまして、703万1,000円の増というふうになっております。この主な原因としましては、先ほど住民税のところでもご説明しましたとおり、所得のアップであるかなというふうを考えられております。

それから、資料の2をごらんください。

現年度の一般後期支援分の税収でございます。201万2,000円の補正となっております。下にあります計算式ありますとおり、29年度の見込み額が2,139万2,000円、予算額が1,938万円、差し引き201万2,000円の増というふうになっております。

あと、大きなものにつきましては、その下にあります現年退職医療費分です。これが100万8,000円の減額というふうになっております。

それから、資料の4ページをおあげください。予算書につきましては、10ページになります。

歳出の部に入ります。

2款1項1目の一般被保険者療養給付費でございます。2,900万円の減額ということでございます。当初予算が3,957万7,000円、決算見込み額が3億6,157万7,000円というところで、差し引き2,900万円の減額をさせていただいております。

その次に、2款1項2目の退職被保険者療養給付費でございます。これが、決算見込み額が690万6,000円、当初予算が3,290万6,000円というところで、2,600万円の減額というふうになっております。その主な原因につきましては、資料に書いてあるとおりでございます。説明を避けさせていただきたいと思っております。

それから、2款2項2目退職被保険者高額療養費でございます。決算見込み額が265万円、予算額が865万円、差し引きしまして600万円の減額というふうにさせていただいております。

それから、資料の5をおあげください。予算書につきましては、11ページでございます。

2款保険給付費、4項出産育児諸費、1目出産一時金の126万円の減額というふうにさせていただいております。これにつきましては、先ほど一般会計のところの説明しましたとおりでございます。

それから、資料の6ページ、予算書の12ページをおあげください。

5款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業医療費拠出金でございます。これの高額医療費共同事業拠出金644万9,000円の減額ということでございます。資料のほうにつきましては、649万9,000円になっておりますけれども、644万9,000円ということでございます。

それから、ちょっと予算書に戻るんですけども、6ページをおあげください。資料、その下でございます。

8ページです。済みません。予算書の8ページです。

6款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目の共同事業交付金でございます。高額医療費共同事業交付金の360万9,000円の増額というふうになっております。

それから、その下の共同安定化事業交付金でございます。これが4,064万8,000円の減額というふうになっております。

あと、資料のほうでは、7ページをおあげください。

特別調整交付金関係でございます。3項国庫支出金、1項……。済みません。2項になっとう。済みません、7ページやね。国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金の2節です。特別調整交付金の250万円の減額ということでございます。

それから、あと、退職者医療交付金が決算見込み額が792万1,000円、現行予算額が4,050万9,000円で、3,258万8,000円の減額というふうになっております。

続きまして、後期高齢者の特別会計の補正予算を説明させていただきます。

予算書の1ページをおあげください。

これも、決算見込み額における精算補正となっております。1款の保険料が412万

7,000円の減額、繰入金の減額が117万円となっております、主なものは、以上でございます。

歳入合計が524万8,000円の減額、2ページに入りまして、同じように、歳出が524万8,000円の減額というふうになっております。その内訳につきましては、お手元に事前に配りました補正予算の資料をまたごらんになっていただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（節 公一君） 議事の都合により休憩とします。

午前10時41分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（節 公一君） それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

議案第1号の建設課関係について、柳澤建設課長に説明を求めます。

柳澤建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） それでは、議案第1号議案の平成29年度勝浦町一般会計補正予算（第6号）の建設課分を説明いたします。

まず、7ページの第2表繰越明許の建設課分について説明いたします。

説明の仕方といたしましては、事業名、金額、繰り越しの内容の順で説明をいたします。

まず、宅地造成事業でございまして、972万3,000円の繰越明許費を予定しております。これまで委員会で説明させていただいたように、29年度に用地を買収し、残りの造成費を30年度に繰り越しをするものであります。

続きまして、事業名が中山間地域所得向上支援事業でございます。それで、900万円の繰越予算を予定しております。この事業につきましては、今回の議会におきまして900万円の追加補正をする事業でございます。これは、今山地区の用水の老朽化に伴う改修事業で、平成30年度に予算を当初予算で計画をしておりましたが、国レベル等の補正に伴いまして、平成29年度予算として、今回前倒しの補正をして、30年度に繰り越しをするものでございます。

続きまして、町単道路改良で、1,600万円の繰越明許費を予定しております。昨年の11月の補正で町道の棚野立川線の落石が多いところに安全対策工事を補正したもの

でございます。予算補正後に、測量設計とか、それから地元関係者との調整、協議を行いました。そして、その後入札をし、現在工事に着工しております、その物件を30年度に繰り越しをするものでございます。

続きまして、道路改良費で4,870万円の繰越明許を予定しております。この事業につきましては、社会資本整備事業で3つの事業を予定しております。まず1つ目につきましては、沼江バイパス関連で橋谷川改修工事で、工事の測量とか、それから設計、それから工事費で1,200万円ほどを予定しております。それで次に、横瀬与川内線の張り出し歩道、ホテルまつりとかで歩く歩道でございます、その歩道の補修工事を5,000万円ほどを予定しております。それで、次に最後のもう一つ目は、横瀬与川内線の山側安全対策工事でございます、3,000万円ほどの繰り越しを予定しております。最初の2つにつきましては、契約をして繰り越しをする予定でございます、最後の横瀬与川内線の安全対策工事の3,000万円ほどにつきましては、平成30年度に当初予算で計画を予定しておりましたが、先ほどのとおり、国のレベルの補正がありまして、29年度予算で前倒しをということで補正をするものであります。

続きまして、県単急傾斜地崩壊対策事業で、505万円の繰越明許費を予定しております。この事業は、民家の裏山の安全対策事業でありまして、昨年の台風21号で黒岩地区の民家の裏山が崩壊いたしました。昨年の11月補正で予算をいただいて、県のほうに申請する中で、昨年2月末に県からの内示が来ましたので、近いうちに入札をして執行したいなというふうに予定をしております。ですから、工期については3月末を越えますので、繰り越しをする事業でございます。

次に、林道災害復旧事業でございます。それで、繰越額が1,387万1,000円の明許繰り越しを予定しております。この事業につきましては、台風21号により被災を受けた婆羅尾尖石線の林道災害の前払い金を除いた工事費を繰り越しするものであります。

続きまして、28ページをお願いいたします。

補正予算（6号）についての歳入歳出の建設課分の説明をいたします。

説明の仕方といたしましては、歳出の表で財源を説明いたします。

なお、少額の補正額については、説明を省略いたしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

では、28ページの衛生費で、4,1,4の環境総務費でございます。まず、住居の



負担金の補助及び交付金で、説明の473、小規模飲料水供給施設等整備補助金ということで、20万円の減額でございます。これは、申し込みがございませんでした。

次に、28の繰越金、説明の2でございます。簡易水道事業特別会計繰越金で2,053万7,000円でございます。それで、財源につきましては、地方債230万円と一般財源が1,783万7,000円でございます。

なお、簡易水道特別会計の繰出金につきましては、議案第3号の簡易水道の特別会計補正予算で説明をいたします。

続きまして、30ページをお願いいたします。

農林水産業費で表の上から4段目、5、1、11の広域農道事業費でございます。19の負担金、補助金及び交付金で、説明ナンバーが452、広域農道負担金125万円の減額でございます。これは、当初事業費ベースで要望額を県との協議において4,500万円としておりました。しかしながら、事業費の配当が3,250万円となり、それに伴う負担金の減額でございます。財源につきましては、地方債が130万円、一般財源が5万円の減額でございます。

続きまして、同じく30ページの農林水産業費で、表の下から2段目でございます。5、1、12の農免農道整備事業費で、19負担金、補助金及び交付金で、ナンバーが453、農免農道負担金43万円の減額でございます。これは、当初事業で、先ほども同じように、要望額を事業費で4,000万円をしておりましたが、配当が3,500万円でありましたので、それに伴いまして負担金の減額をしております。財源につきましては、地方債が40万円、それから一般財源は3万円の減額でございます。

続きまして、同じく30ページ、農林水産業費で、表の一番下の部分です。5の1の13の国土調査事業費で、比較的大きな額の3点ほどを説明をいたします。

賃金で、臨時賃金が265万7,000円の減額をします。これは、29年度から地籍調査地区を1地区から2地区にふやすことから、臨時職員ということで、県のOBの方を希望しておりましたが、人員の配当がなくて不用となりました。

そして次に、31ページの需用費でございます。需用費の中で、2の消耗品ということで90万円の減額でございます。これは、地籍調査の現地に打つくいの購入費でございます。前年度からのストック分がありましたので、購入をちょっと控えて、不用額が出ました。

次に、その下のほうの13の委託料、説明の454、地籍調査業務委託料ということで、508万円の減額でございます。これは、主に要因といたしましては、現地調査の入札における委託業者の入札差金によって発生した不用額でございます。財源につきましては、全て一般財源の935万7,000円でございます。

続きまして、同じく31ページです。農林水産業費で、上から表の2番目、5、1、18の中山間地域所得向上支援関連事業費でございます。総額が900万円の追加補正をするものであります。補正の内容といたしましては、委託料が30万円、15の工事請負費が870万円。事前にお渡しいたしました建設課分の詳細説明資料の3分の1ページをできればごらんください。詳細説明資料の3分の1ページでございます。この事業は、その資料の写真にもありますように、今山地区の用水路の老朽化に伴う改修工事です。この60メートルについては、平成30年度予算で計画をしておりましたが、国レベルの補正に伴いまして、予算措置として平成29年度予算として前倒しの補正をするものであります。財源におきましては、国費が440万円、その他受益者負担といたしまして180万円、一般財源が280万円でございます。この事業につきましては、先ほど繰り越しの説明の中の一つでございます。

続きまして、32ページをお願いいたします。

土木費で、表の一番下の部分ですね、7、2、3の県単道路改良費で、補正額が1,500万円の減額をするものであります。大きい内容といたしましては、15の工事請負費が300万円、公有財産購入費が337万8,000円、19の負担金補助及び交付金が378万7,000円、それと33ページの上段の補償補填及び賠償金が473万8,000円ということで、それが減額の内容でございます。これは、主に沼江バイパス関連の残土処理場に伴う予算でありまして、今回計画をしておりました2カ所の予定箇所のうち、東側のできる部分以外の予算を減額補正させていただきました。財源につきましては、一般財源の1,500万円の減額でございます。

続きまして、同じく33ページ、土木費で、上の表の2段目でございます。7、2、4の道路改良費、補正額が2,650万円を追加するものであります。内訳は、15の工事費を2,650万円追加するものであります。資料におきまして、事前にお渡しした資料をまたごらんください。資料の3分の2でございます。これは、横瀬与川線で山川から落石が頻繁にある場所でございます。山側のり面に安全対策をする工事をす

るものであります。この事業におきましては、社会資本施設整備事業で、30年度に当初計画を予定しておりましたが、国レベルの補正に伴いまして、予算措置として平成29年度予算として前倒しして補正するものであります。財源といたしましては、国費が1,669万円、地方債が1,180万円の減額、一般財源が2,183万円でございます。事業といたしましては、繰り越しを予定しております。

続きまして、同じく33ページをお願いいたします。

土木費で、上から2段目の表の2段目でございます。7, 3, 3の急傾斜崩壊対策事業費で、補正額が180万4,000円を追加補正で、事業費の総額を681万6,000円とするものであります。事前にお渡ししております説明書の3分の3ページをごらんください。補正理由といたしましては、県サイドの繰越予算の一部が勝浦町の県単急傾斜崩壊対策事業に充当されました。事業費が5,000万円でありまして、それに1,804万円追加いたしていただきました。それで、総額が6,804万円となりましたので、今回はその増額に伴います負担金の増による補正でございます。財源といたしましては、一般財源の180万4,000円でございます。

続きまして、33ページをお願いいたします。

33ページの下段から34ページの上段まででございます。土木費で7, 4, 2の一般住宅でございます。負担金補助及び交付金で920万円の減額をするものであります。詳細説明といたしましては、説明の476、住まい安全・安心リフォーム補助金が350万円の減額、それと477、住みかえ除却補助金が90万円の減額、478の民間建築物耐震診断補助金が200万円の減額、479の民間建築耐震改修設計補助金が200万円の減額、486の耐震シェルター普及推進モデル事業費が80万円の減額でございます。財源といたしましては、国県支出金が633万2,000円の減額で、一般財源が308万円の減額でございます。

続きまして、38ページの下段ですね。災害復旧費で、11, 2の公共土木施設災害復旧費で、補正費の総額が1,147万7,000円の減額をするものでございます。その中で、比較的大きな2点だけ説明をいたします。

13の委託料が100万円の減額、15の工事請負費が994万円の減額。この予算は、公共土木災害施設、いわゆる町道とか町道橋、それから町管理の河川が、台風とか地震などの自然災害によって被災を受けたときに、応急工事とか、応急仮工事、応急本工事

を実施するためにスムーズな公共施設の復旧を目的として編成されている予算でございまして、今年度は大きな被災もなくして予算執行に至りませんでしたので、減額補正をさせていただいております。財源につきましては、国庫支出金が667万円、地方債が330万円、一般財源が150万7,000円の減額でございます。

続きまして、39ページの上段の災害復旧費で、12, 2の林道施設災害復旧費で、補正の額が0でありまして、これは財源振り替えとなっております。財源振り替えの要因といたしましては、当初の国費率を標準の50%で当初計上しておりまして、それが補助率の変更がありました。それにつきましては、増嵩申請というんができて、もう一つは激甚に指定されましたので、国庫補助率が96.4%となっております。その国補率の変更に伴う財源振り替え、いわゆる増額申請ということでございます。

以上で議案第1号で、平成29年度の勝浦町一般会計補正予算（第6号）の建設課分の説明を終えたいと思います。

以上です。

○議長（節 公一君） 続いて、議案第1号の住民課関係及び第4号について、中瀬住民課長に説明を求めます。

中瀬住民課長。

○住民課長（中瀬弘晴君） それでは、平成29年度補正予算住民課関連につきましてご説明を申し上げます。

関連している議案といたしまして、議案第1号、平成29年度勝浦町一般会計補正予算（第6号）、また議案第4号、平成29年度勝浦町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）でございます。

まず、議案第1号、一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書、歳出でご説明を申し上げます。

23ページをお開きください。

2款1項8目広報費でございます。こちらの広報費、委託料、印刷料、配布委託料の減額でございます。合計で32万円の減額となっております。

続きまして、25ページをお開きください。

2款4項2目住民基本台帳ネットワークシステム費でございます。説明といたしま

して、233、個人番号カード交付事業補助金5万円の増額となっております。こちらのほう、財源といたしまして13の2の8の2の3、個人番号カード交付事業補助金5万円を充当いたしております。国費の100%充当となっております。個人番号カードの交付の増加による補正でございます。よろしく申し上げます。

続きまして、25ページの下のほうでございます。

2款5項7目勝浦町長選挙費でございます。こちらのほう、合計で58万円の減額となっております。実績に伴う減額となっております。臨時雇い賃金を計上いたしておりましたが、不用となったため、減額をさせていただいているものが主でございます。

続きまして、10目土地改良区総代選挙費でございます。こちらのほう、合計で160万円の減額となっております。こちらは、選挙の投開票の執行がございませんでしたので、それに伴う減額でございます。

続きまして、27ページをお開きください。

3款1項9目住民生活行政費でございます。こちらのほう、説明のほうで237、小松島市消費生活センター負担金5万円の増額でございます。こちらのほう、小松島市のほうに消費生活センターの相談を委託しております。そちらの負担金の増額に伴う5万円の増となっております。少額でございますが、小松島市に払う負担金が不足しておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、28ページ、お開きください。

4款2項3目じんあい処理費でございます。こちらのほう、合計で707万1,000円の減額となっております。主なものといたしまして、説明の委託料の222でございます。ごみ焼却業務委託料、こちらのほう、小松島市に焼却をいたしておりますごみの減量に伴う減でございます。実績見込みによる200万円の減額となっております。また、19節230の広域の負担金のほうでございますが、こちらの負担金442万1,000円、広域の負担金の減額に伴う減額でございます。こちらのほう、残りが170万円ほど残っておりますが、120万円ほど繰り越しをお願いしている事業でございます。この分につきましては、今年度中に作成を予定しておりました基本計画が来年度にずれ込むということによる繰り越しでございます。

続きまして、29ページでございます。

4款2項4目廃棄物再生利用等推進費でございます。こちらのほう、70万円の減額となっております。説明といたしまして、224、廃棄物再生利用等処理委託料50万円、また226の廃棄物再生利用推進補助金等、こちらのほう各地区に配布しております補助金でございます、10万円の減額。また、生ごみ処理機購入補助金10万円の減額でございます。合計で70万円となっております。

続きまして、その下の5目合併浄化槽推進費でございます。こちらのほう、227の合併浄化槽設置工事業補助金の減額に伴うものでございます。496万7,000円の減額となっております。実績見込みに伴う減額でございます。こちらの財源といたしまして、国費と県費が充当される予定となっておりますが、そちらのほうも減額をさせていただいております。科目を申し上げますと、13款の2の2の1の1、循環型社会形成推進交付金106万8,000円、また14款2項3目の1の3、浄化槽推進事業補助金、県費114万8,000円の減額、合計で275万6,000円の国県支出金の減額となっております。

続きまして、33ページをお開きください。

7款4項1、公営住宅費でございます。こちらのほう、委託料39万4,000円、また工事請負費150万円の減額、合計287万6,000円の減額となっております。

続きまして、34ページをお開きください。

7款4項2目一般住宅費、このうち28節の住宅新築資金貸付等特別会計繰出金21万2,000円減額でございます。

一般会計につきましては、以上でございます。

続きまして、4号議案、平成29年度勝浦町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明を申し上げます。

4ページをお開きください。失礼しました。5ページです。申しわけありません。

歳入のほうでございますが、先ほどの一般会計の繰出金21万2,000円を減額をさせていただいております。また、県支出金の県補助金、土木費県補助金でございますが、こちらのほうも47万8,000円、歳入のほうで減額をさせていただいております。

6ページ目をお開きください。

事務委託料63万8,000円の減額でございます。

以上でございます。

○議長(節 公一君) 続いて、議案第1号の福祉課関係及び第5号について、岡本

福祉課長に説明を求めます。

岡本課長。

○福祉課長（岡本重男君） 予算書の24ページをお開きください。それと、配付しております補正予算の資料でございますが、その1ページをあけていただきたいと思っております。

それでは、主なものだけを説明させていただきます。

企画費でございます。24ページ、この福祉課分の減額の補正額は220万円となっております。その内訳でございますが、町出産祝い金制度の交付金が40万円の減額、それから町就学前子育て応援交付金が180万円の減額となっており、いずれも実績見込みに基づく減額となっております。説明資料の説明等の欄に、人数等を記載させていただいております。

続きまして、予算書の26ページをごらんください。

社会福祉費の増額の補正となっております、1,103万8,000円の増額補正となっております。主なものは、23の5の返還金1,257万2,000円、これは臨時福祉給付金の返還金が必要となりました。27年度の分の精算でございます。これも、資料のほうに書いてありますとおり、1,300人の受け入れをしておりましたが、886人の実績となりまして、返還の人数が414人で3万円を掛けた金額となっております。それから、それに伴う事務費が、その下の資料の欄で15万3,000円が返還が必要となっております。

続きまして、26ページの障害者福祉費の補正額でございます。こちらのほうも、344万4,000円の増額となっております。主なものでございますが、こちらも返還金が発生しております。資料の2ページの内訳という欄を見ていただきますように、既に受け入れておりました国庫負担金から所要額を差し引きまして、それぞれ障害者自立支援事業で217万1,000円と、ほか2件の増額で、合計259万4,000円の返還金が必要となっております。

続きまして、26ページの老人福祉費の補正額でございますが、こちらが2,552万2,000円の減額補正となっております。こちらも、大きなものは、28の介護保険特別会計繰出金でございます。2,475万円の減額補正としております。さらに、低所得者保険料軽減繰出金については、実績見込みで増額となっております……。済みません、ちょっと説明のところが実績見込み減額となっておりますが、これは増額の間違

いでございます。申しわけありません。

続きまして、27ページ、資料の3ページでございます。こちらのほうが、児童福祉総務費の減額補正でございます。535万円の減額補正となっております。これは、児童手当の実績見込みでございます。特定財源のほうの負担金のほう、国、県のほう減額と、財源のほうもなっております。

続きまして、3, 2, 2, 子育て支援事業費7,000円、これは財源振り替えでございます。子育て交流支援センターに自動販売機の設置要望が保護者の方々からございましたので、新たに設置しまして、その分の売上手数料が新たに入ってきましたので、一般財源を減額7,000円しまして、その売上手数料7,000円を特定財源としてふやしております。

それから、子どもはぐくみ医療費の補正でございますが、150万円の減額となっております。これは、主なものは、子どもはぐくみ医療費が実績見込みで80万円、ひとり親家庭等医療費が70万円の減額となっております。

続きまして、4, 1, 2, 健康増進費でございます。これは、主なものは、健康診査等委託料の実績見込みが減額となっております。

続きまして、4, 1, 3, 衛生費の補正額でございます。97万5,000円の減額となっております。こちらは、医師会健診等委託料の減額37万5,000円と不妊治療費の助成金60万円の減額となっております。

以上で一般会計のほうの説明とさせていただきます。

続きまして、介護保険補正予算（第2号）、議案第5号になりますが、そちらを、済いません、お聞きください。

予算書の8ページと資料の1ページをごらんください。

2, 1, 1, 介護サービス等諸費で、2,953万円の減額補正となっております。こちらの内訳でございますが、資料のほうにも書いてありますように、実績の見込みによる減額でございます。まず居宅介護サービス給付費が384万1,000円、施設介護サービス給付費2,000万円の減額、居宅介護サービス計画給付費111万円の増額、それから介護予防サービス給付費189万9,000円の減額、介護予防サービス計画給付費140万円の減額、地域密着型介護サービス費350万円の減額の内訳となっております。財源につきましては、説明欄のところに記載しております。



それから、資料の2ページをごらんください。

同じく、8ページの高額介護サービス等補正でございますが、補正額が100万円の増額となっております。実績による増額となっております。それから、特定入所者介護サービス等費補正額でございますが、こちらが322万円の減額補正になっております。内訳としましては、主には、特定入所者介護サービス費が350万円の減額で、増額の部分が、特定入所者予防サービス費が28万円の増額という実績見込みによる減額と増額の内訳となっております。

それから、最後に介護給付費等準備基金積立金の1万5,000円は、運用利子等による補正予算でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（鄧 公一君） 続いて、議案第1号の産業交流課関係及び第8号について、海川産業交流課長に説明を求めます。

海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） それでは、産業交流課の一般会計補正予算の詳細説明をいたします。

事項別明細3の歳出で説明させていただきます。

予算書の24ページをお開きください。

2款総務費、2項企画費、1目企画費、地方創生事業についての減額補正でございますが、19節新規就農総合支援事業給付金で135万円の減額補正でございます。これは、新規就農者研修事業で1件の申請が見込まれておりますが、不用額を減額するものでございます。歳入につきましては、17款自ら考え自ら実践する地域づくり基金繰入金が充当されており、同額の135万円が減額となります。

続きまして、29ページをごらんください。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費につきましては、13節事務委託料が10万8,000円の減額でございます。これは、農地ナビデータ変換突合業務が補助対象事業から除外されたためでございます。歳入につきましても、14款農地集積集約化対策事業補助金が充当されており、同額の10万8,000円が減額となります。

続きまして、2目農業総務費については、540万円の減額補正でございます。11節消耗品費で15万円の減額、19節では新規就農総合支援事業給付金が350万円、経営体

育成支援事業補助金が45万円，農地中間管理機構集積協力金が130万円の減額補正でございます。新規就農総合支援事業給付金につきましては，本年度新規に3名を予定しておりましたが，夫婦共同申請のため1.5人給付，また申請時期による半期支給分になったこと等によります不用額でございます。経営体育成支援事業補助金につきましては，事業実施に至らなかったための減額でございます。それから，農地中間管理機構集積協力金については，約30アールの集積実績となったため，不用額を130万円減額しております。歳入につきましては，14款県支出金がいずれも充当されており，同額の540万円が減額となります。

29ページから30ページをごらんください。

3目農業振興費につきましては，604万8,000円の減額補正でございます。内訳といたしまして，4節社会保険料で31万4,000円，7節賃金で326万円，14節賃借料で51万6,000円の合計409万円でございます。これは，指導員を雇用できなかったための減額補正でございます。19節の負担金，補助金及び交付金につきましては，県単農業振興事業でございます。既存施設の更新であったために優先順位が低くなってしまい，事業が不採択となったことから，195万8,000円の減額となりました。このため，歳入，14款県支出金，県単農業振興事業補助金195万8,000円が減額になります。

続いて，30ページでございます。

6目日本型直接支払事業費につきましては，19節交付金229万7,000円の減額補正でございます。内訳といたしましては，中山間地域等直接支払交付金が不用額として14万5,000円減額するものです。このため，歳入，14款県支出金，中山間直接支払交付金補助金が5万円の減額となります。8割協定から10割協定への変更申請が1件であったこと，協定面積の増が400ヘクタール増加しておりますが，当初見込み値との差による減額でございます。また，環境保全型農業直接支払交付金につきましては，1組織が申請を見送ったため，34万円を減額し，このため14款県支出金につきましても，25万5,000円が減額となります。それから，多面的機能支払交付金181万2,000円が減額になり，このため14款県支出金補助金が145万8,000円が減額になり，総額で176万3,000円の減額ということになります。

続きまして，7目土地改良事業推進費につきましては，19節負担金1,040万円の補正でございます。当初，生名地区農水管橋2橋の改修工事を要望しておりましたが，

県の事業実施が1橋となったための減額でございます。歳入につきましても、20款過疎対策事業債が充当されており、同額の1,040万円が減額となります。

31ページの下段をごらんください。

5款2項林業費、1目林業総務費、19節負担金につきましては、徳島地区林業振興協議会が今年度休会となったため、2万5,000円を減額補正でございます。

2目林業振興費につきましては、45万円の減額補正でございます。13節委託料で、森林整備加速化林業飛躍事業、森林境界の明確化事業分として、徳島中央森林組合に委託を予定していたものですが、当組合労務班等の人員不足に伴い、減額をするものでございます。

以上、産業交流課の一般会計補正予算の詳細説明でございます。

続きまして、議案第8号のほうをごらんください。

平成29年度の勝浦町物産販売特別会計の補正予算でございますが、歳入歳出予算の補正はございませんが、道の駅事業の情報館管理運営に関しまして、物産販売特別会計での一部事業につきまして、指定管理をお願いしており、債務負担行為を30年度から32年度までの3年間で限度額294万円と定めております。

以上で産業交流課関係の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（節 公一君） 続いて、議案第1号の教育委員会関係について、笹山教育委員会事務局長に説明を求めます。

笹山事務局長。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） 平成29年度勝浦町一般会計補正予算（第6号）教育委員会分の詳細説明をさせていただきます。

歳出からご説明させていただき、財源内訳の中で歳入をあわせてご説明させていただきます。

予算書の34ページをお開きください。

9款1項3目義務教育振興費の13節委託料、業務委託料389万4,000円の減額補正をお願いするものです。この補正の内訳は、小・中学校に係る校務支援システム導入委託費259万2,000円とグループウェア導入委託費130万2,000円の未執行によるものです。委員会等でもご説明申し上げましたように、県教委が全県統一した統合型校務支援システムの導入検討を開始したことから、人、金の二重投資を回避するというよう

なことが理由でございます。

それから、その下でございますが、9款2項1目学校管理費の13節委託料30万5,000円の減額補正をお願いするものです。これは、生比奈・横瀬小学校の空調設備の設置工事に係る設計業務の委託料の減額によるものが30万円、それから生比奈小学校の校舎のトイレ改修工事の設計監理業務委託料の減額による190万円、それから、生比奈・横瀬小学校の空調設備設置工事に係る管理業務委託料の増額によるものが189万5,000円でございます。差し引きが30万5,000円になり、その増額補正をお願いするものです。

それから、9款2項1目学校管理費の15節、工事請負費2,370万2,000円の増額補正をお願いするものです。この追加補正は、お手元に資料を配付させていただきましたが、生比奈・横瀬小学校の空調設備の設置工事に係る工事の請負費であります。目的は、生徒の教室環境を改善するためです。内訳としては、横瀬小学校が8教室、生比奈小学校7教室の教室天井埋め込み式の空調設備の新設でございます。工事請負費が3,310万2,000円、補正額2,370万2,000円との差額940万円は、生比奈小学校の校舎トイレ改修工事費の減額によるものです。それから、空調工事に係る財源内訳は、特定財源として、国県支出金が723万6,000円、補正予算債が2,930万円、一般財源が13万5,000円となっております。

それから次、9款2項小学校費、1目の学校管理費、19節負担金補助及び交付金260万円の減額補正をお願いするものです。これは、アクセス設置ポイント設置実績によりの減額でございます。当初、各小学校の教室6つと体育館、運動場2カ所の計8カ所で計画しておりましたが、普通教室への設置は補助事業対象外であるということが判明し、今回は体育館と運動場のみへの設置となったためでございます。

それから、36ページの9款3項中学校費、1目の学校管理費の19節負担補助及び交付金50万円の減額補正も、同様の理由によるものでございます。こちらは、当初中学校の教室3つに体育館、運動場2つで計画しておりましたが、普通教室での設置は補助事業対象外ということが判明して、今回は体育館と運動場のみの設置となったためでございます。

それから、37ページでございます。

9款4項4目図書館費の4節共済費25万円と7節賃金160万円の減額補正をお願い

するものでございます。これは、当初図書館長をお迎えすることを予定して予算をいただきましたが、適任の方が見つからず、減額補正をお願いするものでございます。

教育委員会からの詳細説明は、以上でございます。

○議長（笹 公一君） 続いて、議案第3号について、松本簡易水道対策室長に説明を求めます。

松本室長。

○簡易水道対策室長（松本博文君） 議案第3号、平成29年度勝浦町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

予算書の6ページをお開きください。

2款1項1目一般会計繰入金、補正額2,053万7,000円の減額ですが、内訳といたしまして、主に一般管理費1,429万8,000円、簡易水道改良事業費471万8,000円の減額でございます。

続きまして、3款1項1目前年度繰越金、補正額1,103万円の増額は、水道料金収入が予算額より多かったことと、建設改良費で追加工事や突発的な工事等がなかったためによる増でございます。

続きまして、5款1項1目国庫補助金、補正額786万2,000円の増額は、当初県交付金を見込んでおりましたが、県との協議の結果、配当有利な財源に振りかえたことによる増となっております。

続いて、6款1項1目簡易水道事業債、補正額240万円の減額ですが、簡易水道改良事業費の減額による減でございます。

予算書の7ページをごらんください。

7款1項1目県支出金、補正額520万円の減額ですが、配当有利な国庫補助金に財源を振りかえたことによる減でございます。

続きまして、8ページをごらんください。

歳出でございます。

1款1項1目11の2消耗品費、補正額230万円の減額は、水道メーター取りかえを工事費において実施したためによる減でございます。その他の節の減額については、実績見込みによる減でございます。

1款2項4目13の6設計等委託費の補正額130万6,000円の減額は、実績見込みによ

る減でございます。15の1 工事請負費，補正額315万円の減額は，これも実績見込みによる減でございます。

予算書の9ページをごらんください。

2款1項2目23の1 利子償還金，補正額120万1,000円の減額は，これも実績見込みによります減となっております。

以上で補正予算の説明でございます。よろしく願いいたします。

○議長（節 公一君） 議事の都合により休憩とします。

午前11時55分 休憩

午後1時29分 再開

○議長（節 公一君） それでは，休憩前に引き続いて会議を開きます。

議案第7号について，笠木勝浦病院事務局長の説明を求めます。

笠木病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） 議案第7号につきまして詳細説明をさせていただきます。

収益的収入支出から説明させていただきます。

実施計画で説明したいと思います。

3ページをお開きください。

収益的収入と支出でございます。

まず，収入では，項の欄，医業収益を1億2,941万9,000円減額するものでございます。これは，主に入院収益，外来収益等が，当初見込みの患者数より減少する見込みとなったための減額でございます。この減収分としまして，支出見込みとの差額を補うために，項の欄，医業外収益の目，他会計負担金，これ不採算地区繰出金等としまして7,975万9,000円の増額をするものでございます。

続きまして，支出でございます。

4ページをお開きください。

項の欄，医業費用では，5,069万3,000円を減額するものでございます。内訳としましては，給与費で職員の中途退職などに伴い2,885万5,000円の減額，材料費では実績見込みによりまして1,179万2,000円，また経費では，こちらは常勤医師がふえたこと等によりまして，県からの僻地派遣医師に関する委託費の減額などがありまして，総

額で1,051万9,000円減額しております。次に、減価償却費、資産減耗費につきましては、内視鏡システムの購入等によりまして、一部減価償却中の財産を処分したこと等により、減価償却の費用57万1,000円の減額、また資産減耗費の104万4,000円を増額するものでございます。これらによりまして、収益的収入支出の総額は、6億5,924万3,000円としております。

次に、資本的収入支出でございます。

5ページをごらんください。

収入では、項の欄、他会計負担金として249万5,000円の減額でございます。これは、繰り出し基準に基づく建設改良費の一般会計負担分となっております。企業債では、229万4,000円の減額でございます。これは、コスモスの送迎用車両、また内視鏡システム購入のためのものでありましたが、入札差額等が出ております。その関係で減額となったための減額でございます。

次に、支出です。

項の欄、建設改良費で432万4,000円の減額でございます。主な内訳としましては、こちらについても、先ほど言いましたように、車両、また内視鏡の入札差額による減額でございます。

資本的収入額が支出額に対して不足する46万5,000円につきましては、収益勘定留保資金で補填するものといたします。

2ページに戻っていただきまして、第4条では、議会の議決を経なければ運用することのできない経費ということで、給与費の変更に伴いまして4億8,287万7,000円に改めるものでございます。第5条では、棚卸資産の限度額を材料費の変更に伴い6,510万8,000円に改めるものでございます。

以上、ご決議よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） ここで、企画総務課及び簡易水道対策室から、午前中の補正予算詳細説明について説明漏れがあるとのことですので、これを許可し、説明を求めます。

まず、山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 申しわけございません。

先ほどの詳細説明の中で、繰越明許費に係る部分を説明を落としておりました。申しわけございませんが、ただいまちょっと説明をさせていただきたいと思います。

補正予算書の7ページのほうをお開きいただきたいと思います。

7ページの繰越明許費の分で、2款総務費、2項企画費の中で、企画総務課関係といたしまして、国民健康保険勝浦病院設計者選定支援事業の分で、繰り越す限度額を293万5,000円というふうに定めております。これにつきましては、プロポーザルによる業者選定が若干ずれ込んでしましまして、2回目、3回目のプロポーザルの会議が来年度にずれ込むことになっております。このため、その分の費用を繰越明許として繰り越すところでございます。

もう一点、その下、住まい応援事業でございます。こちらのほうは、住まい応援事業を300万円繰越明許費として次年度へ繰り越すものでございます。こちらのほうは、現在申請をしていただいている方の工事完成がおくれているために、支払いが若干おくれるということで、来年度へおくらせることといたしております。こちらのほう、落としておりましたので、後になりましたけれども、ご説明させていただきました。どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 続いて、松本簡易水道対策室長。

○簡易水道対策室長（松本博文君） 議案第3号、平成29年度勝浦町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の詳細説明の中で一部説明ができてない箇所がありましたので、説明をさせていただきたいと思います。

予算書の3ページをごらんください。

第2表債務負担行為、事項、黄檗地区施設管理委託ほか9件につきまして、期間、平成30年度から平成32年度までで、限度額が138万円ほか、記載させていただいたとおりでございます。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 以上で詳細説明は終わりました。

これより総括質疑を行います。

まず、議案第1号について質疑のある議員は発言をお願いします。

29年度の一般会計補正予算（第6号）について質疑を受けます。



ありませんか。

国清議員。

○7番（国清一治君） ちょっと総体的に聞きたいんやけど、この一般会計の補正と病院特会除いて、大体減額補正で2億円ぐらいになっとんじゃけどな、これは非常に大きい額と思うんやけど、この考えとして、決算認定時に不用額の指摘がずっと今まで出てきたんやけど、ここらを聞いて、先ほどのそれぞれ課長の説明では、実績精査をした減額ということであったと思うんやけど、かなりそこらは重点的に財政担当課で指導して、こういうことになっとるかどうか。

○議長（節 公一君） 山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 一応、毎年度そこらの指摘をいただいているということは理解しております、そこらの事業執行の早目の執行と、それと不用額を早目に精査して落としていただきたいというお話はさせていただいた結果はあると思います。

○7番（国清一治君） それともう一つ、これ説明受けとらんのんやけど、新年度予算をちょっと見よったら、今回2分の1ぐらい減額しとるにもかかわらず、やっぱり同じ額で出てきとんがぼつぼつ見られるんやけども、精査が新年度予算に反映されてないところがあるんでないかと思うんやけど、そこらはどんなんかいな。

○議長（節 公一君） 山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 基本的に、新年度予算についても、事業の見直しと、それと事業をまとめて、ある程度わかりやすくっていうことはやってきたつもりではございます。ただ、事業を固めたがために見落としがあったりとかというところは、ゼロとはちょっと言いかねるとは思いますけれども、努力はしてきたと思っております。

○7番（国清一治君） あとは、新年度のほうでも聞きます。

○議長（節 公一君） ほかに。

大西議員。

○10番（大西一司君） 建設課長、32ページ、沼江バイパスのことやけど、これ東側以外の用地買収が減額補正になっとんやけど、東側だけでいけるということなんですな。

○議長（笹 公一君） 柳澤建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 現在のところ、おおむねそれでいけるというふうなことを聞いております。

○10番（大西一司君） それで、これは一般質問でしたほうがええんかいなと思うんやけど、今本線の用地がまだできてない状況の中で、もしこれが仮に不調に終わった場合、これどないなるんですか。今まで、東側を一応済んどるやつ、決裁できとるやつ。こんな話してええかどうか、ちょっとあれなんやけど、本線のこれ用地がまだできてない状況の中で、万が一これが延びるとか、県のほうが一旦は棚上げするわとか、もしになった場合に、どうなるんですか。

○議長（笹 公一君） 柳澤建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 一応、用地買収については20分の2だけできてないと。2のうちの1について難航しているというふうな実情です。この20分の1の残りの1については、近々にまた判をいただいたり、条件整備整っていますんで。ほなけん、あとの20分の1については、何回か接触して、今頑張っております。

ほんで、一応県としても全部買うとるけんね、買うて支払いも大体終わつとんで、20分の18については。ほなけん、県の予算配当があれば、やはりこの分できんでも工事に至る可能性はありますけどね、そこまで私が断言するようなもんでもないんですけども。

○10番（大西一司君） 心配なのは……。それは今鋭意努力して頑張りよんやけん、それに期待しとるとこなんやけど、万が一それがずれたりした場合に、県のほうがちょっと棚上げ一旦させてもらうやということには、そんな心配はないんやね。

○議長（笹 公一君） 柳澤建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 鋭意努力しますということしか言いようがないんやけどね。棚上げとか、そういうふうなんはないと信じとりますので。ほなけん……。

○10番（大西一司君） 町長以下も、皆全力を挙げて、これを頑張ってください。地元議員もひょっとしたら、また一般質問あるかもわからんけど、頼みます。

○議長（笹 公一君） ほかにありませんか。

国清議員。

○7番（国清一治君） ちょっと教育委員会に聞きたいんやけど、空調設備が繰越明

許したんやけど、大体工事いつごろかかる予定ですか。

○議長（笹 公一君） 笹山局長。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） 資料でもお渡しをしたんですけれども、一番最後で30年6月上旬から30年8月31日までということで予定しております。

○7番（国清一治君） 休み中とか、ほんなんでなしに、休みひっかけとんだらうけど、夏休み。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） はい、夏休み。

○7番（国清一治君） ほなけど、空調早うしたげなんたら、夏休み済んでからエアコンが入ったって、余り子供喜ばんと思うんやけど、早うはできんのかい。

○議長（笹 公一君） 笹山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） その点につきまして、学校のほうともよく協議をして、それで授業の妨げにならないようにということで、できるだけ早くするようにしてまいりたいと思っております。

○7番（国清一治君） 今の6年生は、怒って卒業しよるけん、29年度に予算がついとうやて。早くしたげてください、するんであれば。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） わかりました。

○議長（笹 公一君） ほかに。

美馬議員。

○3番（美馬友子君） 教育委員会に関連ではないんですけど、生比奈小学校のトイレ改修事業が次年度に送られる過程とか理由と、W i - F i 環境が普通教室には補助金対象外であったってということで、普通教室にはつかないんですかというところをお願いします。

○議長（笹 公一君） 笹山事務局長。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） トイレにつきましては、これも端的に申し上げましたら、事務の停滞ということになるかもわかりませんが、繰り越しをお願いするようになってしまいました。

それと、W i - F i 事業のほうでございますが、先ほどもご説明申し上げましたように、当初は全て教室も大丈夫という説明も県のほうから受けて取りかかったという報告を受けておりますが、最終の局面になりまして、防災に関する事なので、一般

住民の方が防災上利用なされるグラウンドと体育館しかこの事業では補助の対象にならないということになりまして、残念ながら、こういう結果になりました。

以上です。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） ここで聞いていいかわからん。今後はしない、できない、Wi-Fi、普通教室には。

○議長（笹 公一君） 笹山事務局長。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） いや、そうではなくて、今後も普通教室に設置に向けて検討していくということでございます。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） トイレで停滞だけでは意味不明なんですけど、もうちょっと何か、なんで……。プランがまずかったんですか。でもない。

○議長（笹 公一君） 笹山事務局長。

休憩しようか。

ちょっと小休します。

午後1時49分 休憩

午後1時51分 再開

○議長（笹 公一君） 再開します。

笹山事務局長。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） また後で説明させていただきます。ちょっとよく事情を私も把握していませんので、また後ほどということでもよろしく願いいたします。

○議長（笹 公一君） いいですか。

ほかには。

美馬議員。

○3番（美馬友子君） 小さな予算で、私、ちょっとわからん予算があったんで聞かせてもうていいですか。

建設課の小規模飲料水の供給施設がゼロだったと。どういうことの事業なんですか、これって。濟いません、それを教えてください。

○議長（笹 公一君） 柳澤建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） この小規模云々という事業は、例えば簡易水道外、簡易水道のエリア外の方が、個人複数の方が谷から引いたり、ポンプアップして水施設が多々あります。それで、この方たちが維持補修とか、いろんなそういうふうなことで事業をしたいということであれば、適正であれば、3分の1の補助をするというふうなことなんですけども、29年度におきましてはなかったということでございます。

○議長（笹 公一君） ほかにありませんか。

松田議員。

○5番（松田貴志君） 33ページの土木費、住宅費の部分、一般住宅費についての耐震診断・改修関係の補助金が、かなりの額が減額補正されてます。いろいろ努力、啓発しながら推進はしているとは思いますが、ちょっと目につく額なんかなくて、私自身感じるんですけど、建設課長の認識はどのようなものになりますか。

○議長（笹 公一君） 柳澤建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） まず、この補正の33ページとか34ページですよ、その部門につきましては、耐震の診断関係については落としていません。診断関係につきましては、いわゆる建築士さんたちの組織に一旦委託しとんです。それで、今現在は実績はある程度は上がってんですけど、満足いくような戸数ではございません。ほんで、その診断云々とか、それからアドバイザー関係の数に比例して、この実績が伴ってきます。だから、安心・安全な安住リフォーム補助金とかというのは、結局診断をして、それでまたアドバイザーが安全・安心リフォームのことでアドバイスをし、それから実績に及ぶんですけども、宣伝活動もかなりやらせていただいとんやけど、なかなか実績が上がらないということでございます。ちなみに、今回実績が上がってのは、住みかえが1戸、それと空き家の除却が2戸と、それとシェルターが1戸というふうな形ではなっとります。担当課としても、鋭意努力しよんですけども、やはりなかなか実績が上がらないというのは申しわけないなと思っております。耐震診断、それから耐震の補強をしていただいて、やはり震災のときには被災者ゼロというふうな目標に置きたいと思うんですけども、なかなか進まないのが実情でございます。宣伝活動もお願いできたらなと思っておりますので、またよろしくお願ひします。

○議長（笹 公一君） 松田議員。

○5番（松田貴志君） 毎年の継続なんかだと思いますけれども、今回シェルターにしても、除却等にしても、実績が少なからずあるということで、そこらあたりの有効性という部分を、工事された方、対象者に許可を得る中で、こういう形でできますよっていうPRっていうんもしていく中で、これぐらいの費用かかって、これだけの安心・安全が担保されるんですよっていう部分もしっかりとPRをしていってほしいなと思います。やっぱり課長おっしゃったように、そういった地道な活動がちょっとでも広がっていくことによって、この事業もこうやって減額補正せんでもええように、逆に増額の補正をお願いしてもらいたいような感じになるほうが、やっぱり住民にとっただらええかなと思うんで、そこらあたりの努力は引き続きよろしくお願ひします。とりあえず、置いときます。

○議長（笹 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） 単に説明がわからなんだだけなんですけど、26ページの上から2つ目の、この返還金ちゅうんは、福祉です、社会福祉の26ページの上から2つ目。

○議長（笹 公一君） 岡本福祉課長。

○福祉課長（岡本重男君） こちらのほうは、資料のほうがお配りしとると思うんですが、その……。

○1番（仙才 守君） 400人ぐらいっていうようなことで。

○福祉課長（岡本重男君） そうです。地域福祉給付金というのが、国のほうで経済対策等もありまして、平成27年度に勝浦町のほうは国へ見込み額を申請しまして、それで一旦国のほうの国庫負担金のほうを受けておったんですけども、最終的に精算しまして、所要額というのが、その受け入れていた金額よりも下回ってしまったということで、国のほうへお金を返さなければならないという金額になっております。

○1番（仙才 守君） 本来もらうべき人は、大体きちっともろうとんでしょうか。

○福祉課長（岡本重男君） その当時課長ではなかったんですけど、担当のほうも異動はしたんですけど、ちょっと聞いて、再々にわたって広報で周知をしましたりしまして、もらい忘れの方がないように、当時何回も広報等周知しまして、努力したということ聞いております。

○1番（仙才 守君） 結構です。

○議長（笹 公一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） なければ、続いて議案第2号について質疑のある議員は発言をお願いします。国民健康保険の特別会計補正予算についてです。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） なければ、次へ行きますが、議案第3号について質疑のある議員は発言をお願いします。簡易水道特別会計補正予算です。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） なければ、議案第4号、住宅新築資金等貸付特別会計補正予算について質疑のある方は発言をお願いします。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） ないようですので、次に行きます。

議案第5号、介護保険特別会計補正予算について質疑のある議員は発言をお願いします。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） それでは、議案第6号、後期高齢者医療特別会計補正予算について質疑のある議員は発言をお願いします。議案第6号についての質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） それでは、議案第7号、勝浦病院の特別会計補正予算について質疑はありませんか。ありませんか。

井出議員。

○9番（井出美智子君） 7号議案、3ページの一般会計負担金がかかなりの繰入額になっていますが、この金額がだんだん大きくなってきているように思いますが、局長はどのように思われますか。

○議長（笹 公一君） 笠木病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） 議員ご指摘のとおり、実績で対昨年でもふえております。今年度につきましては、新しく医師を入れたことによって給与費等が上がっております。ただ、それに伴う医業収益が上がる予想をしておったんですけれど

も、なかなか上がってないというのが現状なのかなというふうに考えております。ただ、こういう予測で補正もお願いしとんですけど、この1月、2月期で患者さん等伸びておりますので、実績等で最終判断して、一般会計からの繰り出しにつきましては、精査してからお願いするというふうに考えております。ただ、現在の状態では、このような予想になっておると。来年につきましては、努力しまして、収入を上げたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 井出議員。

○9番（井出美智子君） その上の入院収益が目に見えて下がっています。それもすごく気になることなので、私も最近、今までは町外の病院に行ってたのを、できるだけ勝浦病院に受診するように努めてますので、町の病院守るためにも、町民ができるだけ勝浦病院に受診するような方向に町を挙げて持っていく必要があるのではないかと思います。このことについて町長はどう思われますか。

○議長（笹 公一君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 私も、ちょっと成人病の高血圧等あるんですが、これはずっと勝浦病院にかかっております。診療科があるものについては、なるべく私も努力したいというのと同時に、また町民にもそういったことを何かの機会があるごとに訴えかけていきたいというふうに思っています。

また、病院の中で、今院内会議等を開かれているようで、2月の末にあった分については、ちょっと一緒に出席させていただきました。今後も、病院の内部の動向っていうのを私みずから知っていききたいなというふうに思っております。そのあたりでご容赦を願えたらと思います。

以上です。

○9番（井出美智子君） 多くの予算を使って改築の予定がされておりますので、建物は立派な建物が建ったけれども、稼働率がすごく悪いということが問題にならないように、新しい病院を喜んで迎えられるように、これからみんなで努力していきたいとは考えてます。よろしく申し上げます。

○議長（笹 公一君） ほかにありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）



○議長（笹 公一君） なければ、議案第8号、物産販売特別会計の補正予算について質疑のある議員は発言をお願いします。

国清議員。

○7番（国清一治君） ちょっと課長に教えてもらおうと思うんやけど、これは債務負担行為なんやけど、これはあれやな、ちょっと積算しよったら、単年度の98万円の3カ年と、それと一般会計のほうからの702万円で、契約は年800万円やけど、こうやって分けて負担行為とらにやいけんのかいな。これ物産の関係になるからなのか。

○議長（笹 公一君） 海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） 一般会計と物産販売の特別会計とに分けております。物産販売のほうでの債務負担をとっておる分については、レジシステム関係の経費を物産販売で計上しておるといったことになります。

○7番（国清一治君） 勉強になりました。

○議長（笹 公一君） いいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） なければ、以上で総括質疑を終了します。

お諮りします。

本件を第二読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） ご異議ありませんので、本件は第二読会に付することに決定いたします。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） 異議なしと認めます。

それでは、これより詳細質疑を行います。

まず、議案第1号について質疑のある議員は発言をお願いします。29年度一般会計

補正予算について質疑ございませんか。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(筈 公一君) それでは次、議案第2号について質疑のある議員は発言をお願いします。国保特別会計補正予算です。

(「なし」の声あり)

○議長(筈 公一君) 質疑なしと認めます。

続いて、議案第3号について質疑のある議員は発言をお願いします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(筈 公一君) それでは、議案第4号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(筈 公一君) では、議案第5号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(筈 公一君) 質疑なしと認めます。

では、議案第6号について質疑ありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(筈 公一君) では、議案第7号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(筈 公一君) 質疑なしと認めます。

議案第8号について質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(筈 公一君) 質疑なしと認めます。

以上で詳細質疑を終了いたします。

お諮りします。

本件を第三読会に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(筈 公一君) 異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

議案第1号から第8号までの8件を一括して討論と採決を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(笹 公一君) 異議ありませんので、一括して討論と採決を行うことに決定いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笹 公一君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(笹 公一君) 賛成者多数と認めます。したがって、議案第1号、平成29年度勝浦町一般会計補正予算(第6号)から議案第8号、平成29年度勝浦町物産販売特別会計補正予算(第1号)までの8件は原案のとおり可決いたしました。

議事の都合により休憩とします。

午後2時15分 休憩

午後2時30分 再開

○議長(笹 公一君) それでは、休憩前に引き続いて会議を開きますが、まず、先ほどの美馬議員の質問に対して、教育委員会のほうから答弁があります。

笹山事務局長。

○教育委員会事務局長(笹山芳宏君) 失礼します。

先ほどの美馬さんのご質問についてお答えをいたします。

トイレの件ですけど、これも予算がついたら執行するというふうな事業の一つでございまして、8月16日に国から交付決定っていうのがありました。それからかからなければならないというふうな性質のものになるんですが、8月24日から10月31日まで設計も終えて、学校のほうと工事の仕方とかでいろいろ協議もしたんですけど、トイレも壊したり、大きな音も出ると、土日だけではできないし、学校の先生方は、早

くするよりは、代替教室もないし、子供に騒音の中で授業をさせるというふうなことも困るのでということで、春休みとか長期の休みに集中的に仕事をしてほしいというふうなことになりまして、2月16日に業者は決まったんですけれども、準備とかもしてはいただいているんですけど、実際的には春休みからかかって、西半分を夏休みまでに完成させて、夏休みになったら東半分の、8月は長期の休みがありますんで、集中的に大きい音を出しても大丈夫ということで工事をして仕上げるというふうなことになりました。先生のご意見ですけど、暑いのも大変なんだけど、夏休みでお休みも長いこともあるし、それより冬が寒いんを、ごめんなさい、これはこちらの話ですけど、間に合わせてほしいとかってというような意見も出たりしまして、できるだけ学校当局のほうの意見を尊重して実施させていただいたということでございますので、ご了承くださいたいと思います。

○議長（笹 公一君） 美馬議員，いいですか。

美馬議員。

○3番（美馬友子君） 執行がおくれたっていうよりは、学校の先生方の意向で工事がおくれるってということで理解しとっていいんですか。

○議長（笹 公一君） 笹山事務局長。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） というよりは、もともと国のお金があったらしようというふうな話だったので、スタート時点が、国の交付決定が8月16日ということで、普通一般会計で予算を持って自分のところのお金でするんでしたら4月1日からかかれますが、4、5、6、7、8で、四月と半分ぐらい出足がおくれてしまったと。国のお金を頼りでやったのでということで、どちらかと言うたら、お国の事務が4月から予算をつけていただけなくって、8月の中旬になったということによるものということになると思います。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 頑張ったら冬休みできたってということではないってということですか。

○議長（笹 公一君） 笹山事務局長。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） そのところも、業者とか学校の先生方とか、うちの担当とかも協議は重ねた結果で、一番早いのがこういうふうなスケジュールっ

ていうふうなことになったと聞いております。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 子供の環境問題なんで、施設環境を早く整えてほしいなというのが保護者なり子供の要望だと思うんで、しっかりとその分……。

そしたら、この春休みの3月の末ぐらいから工事が始められるんですか。4月1日でないとできんですか、これ。

○議長（笹 公一君） 笹山事務局長。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） 先ほども申しあげましたように、2月16日に業者も決まって、準備等は動いていただいておりますので、実際に大きい仕事をしているっていうのがわかるのが、春休みになるかなということでございます。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 何日スタートって、今そこ3月なんで、言えるのではないんですか。

○議長（笹 公一君） 笹山事務局長。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） ちょっと具体的な日程まではようつかんでおらんのですけれども、2月16日からこっちへ業者も決まって、できる仕事はしていただいているということで、事業はずっと続いているという認識でよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（笹 公一君） いいですか。

（「なし」の声あり）

~~~~~

○議長（笹 公一君） それでは、日程第12，議案第9号，勝浦町簡易水道管理条例の一部を改正する条例についてから日程第27，議案第24号，勝浦町道路線の認定についてまでを一括して議題とします。

これより第一読会を開きます。

町長から本件の趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） 議案第9号から議案第24号までの提案理由の説明をさせていただきます。

議案第9号は、勝浦町簡易水道管理条例の一部を改正する条例についてでございます。改正内容は、4地区の簡易水道について使用料金の内訳について改めるものであります。

議案第10号は、勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。これは、平成30年度税制改正の大綱が閣議決定され、国民健康保険税が変更されることに伴い、勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、規定の改正を行うものであります。

議案第11号は、国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。これも、平成30年度税制改正の大綱が閣議決定され、国民健康保険制度が変更されることに伴い、勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じたため、規定の改正を行うものであります。

議案第12号は、勝浦町後期高齢医療に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。平成30年度税制改正の大綱が閣議決定され、高齢者の医療の確保に関する法律が改正することに伴い、勝浦町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、規定の改正を行うものであります。

議案第13号は、勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。これは、介護保険法及び介護保険法施行令の改正に伴う第7期介護保険事業計画に基づき、保険料などの改正をするものであります。

議案第14号は、勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。これは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、町が条例で定める基準が実際に事業者に適用されることによる改正でございます。

議案第15号は、勝浦町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。これは、同じく、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、町が条例で定める基準が実際に事業者に適用されることによる改正です。

議案第16号は、勝浦町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。これも同じく、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、町が条例で定める基準が実際に事業者に適用されることによる改正でございます。

議案第17号は、勝浦町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。これは、介護保険法施行規則の一部を改正する省令により、主任介護支援専門員の定義に係る経過措置規定の改正を行うものであります。

議案第18号は、勝浦町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。これは、介護保険法の改正に伴い、居宅介護支援事業者の指定権限が県から町へ移譲され、運営基準等について町条例で定める必要ができたため、新規制定を行うものであります。

議案第19号は、勝浦町交通安全対策会議設置条例の一部を改正する条例についてでございます。これは、制度の改正に伴う字句の改正を行うものでございます。

議案第20号は、地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。これは、監査委員と勝浦会館館長の報酬額、また選挙制度の改正に伴う投票所の投票管理者等の報酬額等を改めるために条例の一部を改正するものでございます。

議案第21号は、勝浦町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例についてでございます。これは、法律の改正に伴い、適用条項等の規定の改正を行うものであります。

議案第22号は、勝浦町電子計算組織の運営に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。各行政組織間で情報の提供を行う際に現条例で適用できるよう条例制定を行うため、規定の改正を行うものであります。

議案第23号は、勝浦町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてでございます。個人情報保護法等の改正に伴い、条例の規定を整備するものであります。

議案第24号、勝浦町道路線の認定についてでございます。このたび勝浦町の町道として新たに1路線を認定するものであります。

詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明をいたさせますので、ご審議を賜りご決議賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（笹 公一君） 町長の説明が終了しました。

続いて、詳細説明を求めます。

まず、議案第9号について、松本簡易水道対策室長から説明求めます。

松本室長。

○簡易水道対策室長（松本博文君） 議案第9号、勝浦町簡易水道管理条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

配付させていただきました説明資料と議案書をあわせてごらんください。

議案書の1ページをごらんください。

勝浦町簡易水道管理条例の一部を次のように改正する。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

2ページをごらんください。

別表第5を次のように改める。

別表第10を次のように改める。

坂本地区及び棚野久国地区については、町営化に向けた取り組みとして、基本料金を水道メーター口径ごとに改正するものです。与川内地区については、平成28年度に実施いたしました浄水施設の改良工事に伴う料金値上げと町営化に向けた取り組みとして基本料金を水道メーター口径ごとに改正するものです。沼江掛谷地区沼江区域につきましては、統一料金に移行するための段階的な値上げでございます。また、料金改定につきましては、地元水道組合の同意を得て改正するものです。

説明については、以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（笹 公一君） 次に、議案第10号から第12号までについて、久木税務課長に説明を求めます。

久木税務課長。

○税務課長（久木喜仁君） それでは、税務課から議案第10号から議案第12号まで、あわせてご説明申し上げます。

まず、議案第10号ですけれども、勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

さきにお配りしました資料4をご用意ください。

それでは、資料4に基づきまして説明させていただきます。

改正の条項につきましては、4つほどございます。

まず、第2条第1項でございますが、県の広域化によりまして、平成30年度から納付金として県のほうに支出をするようになります。その内容につきましては、先日熟尽会議で説明したとおりですけれども、その県への支出を可能にする条項を追加しております。

それから、第2条第2項ですけれども、基礎課税の上限額、これを54万円から58万円への増額となっております。

それから、21条の第2号ですけれども、5割軽減の対象、これを27万円から27万5,000円に引き上げております。

それから、第3号ですけれども、同じく7割軽減の対象につきまして、49万円から50万円に引き上げられております。

続きまして、議案第11号、勝浦町国民健康保険条例でございます。

これにつきましては、資料もございますけれども、条例文をごらんください。4行目にあります第1章の「証明を行う国民健康保険」の後に「事務」という名前をつけております。それと、その下の第2章のところに「国民健康保険運営協議会」と読んでおったものを「勝浦町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めたというように変わっております。それに伴って、一番上の目次も変えておるといようなことです。

それと、一番最後の行にございます運営協議会の人員の定数を、それぞれ4名から3名に改めるということでございます。

資料5をごらんください。

この資料5の第2条の下ですけれども、今現在被保険者を代表する委員4名、それから保健師等が4名、広域代表が4名ということ、それをそれぞれ3名ずつに引き下げると、定数減というふうにしております。

それから最後に、議案第12号です。勝浦町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございます。

資料6をごらんください。

第3条を改正してございます。内容につきましては、改正条例内容のところですけども、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の新設による条項の追加でございます。国保の被保険者であり、「住所地特例に適用を受けている者が後期高齢者医療に加入した場合、従前の住所地の後期高齢者広域の被保険者となる」というところを追加してございます。

あと、附則の2条と3条につきましては、平成20年度の特例のための削除ということになっております。

以上でございます。

○議長（節 公一君） 次に、議案第13号から第18号について、岡本福祉課長に説明を求めます。

岡本福祉課長。

○福祉課長（岡本重男君） お配りしております平成30年3月ひな会議議案第13, 14, 15, 16, 17, 18, 詳細説明参考資料をお開きください。

まず、表紙をめくっていただいて、1ページ目に、議案番号、条例名、改正理由、改正内容ということで概要を書かせていただいております。

それから、議案のほうは、第13号は1枚の改正でございますが、議案13号、条例名が勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例、改正理由でございますが、第7期介護保険事業計画による保険料の改定でございます。それから、介護保険法の改正によりまして過料を科するものの対象範囲を拡大するということに対しての改正をあわせてしております。

議案のほうよりも、この1ページめくっていただいて、1分の1となる第13号議案の参考資料、改正後、改正前の資料を見ていただきたいと思います。

第3条第1項中の1号から9号までの介護保険料のこれは年額でございますが、この部分を改正することになります。それで、一般的にここの(5)の第5号の8万2,800円、改正後は、この分が年額でございますので、12で割りますと6,900円と月額になります。それから、改正前でございますが、同じく右側の5号の6万9,600円、これを12カ月で割りますと5,800円の月額となりまして、月額の差額で1,100円の増額となっております。以下、1号から9号までは、改正前と同じ計算方法で、所得によりまして、それぞれ率を掛けて算定をしております。

それから、第14条でございますが、こちらが改正前は第1号被保険者の配偶者というところで、第2号被保険者は対象になっておりませんでした、「被保険者」という名称に変えまして、第2号被保険者も含んだ、第1、第2被保険者、両方を含んだ方の配偶者と、下線を引っ張ってる分を改正して、この過料の対象者を範囲を広くしたという改正になっております。

続きまして、議案第14号でございます。勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。改正理由でございます。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令によるということで、厚生労働省の省令の改正によるものでございます。それから、市町村が条例で定める基準が実際に事業者に適用される基準となるため……。これ「事業者」が二重にちょっとなっております。申しわけございません。2つ重なったので、済ませません、ちょっと1つのほうを消していただいて、になります。それから、改正内容でございますが、定期巡回、随時対応型訪問介護看護基準の見直し、夜間対応型訪問介護基準の見直し、それから地域密着型通所介護の共生型の基準創設、それからそのほかに身体拘束等の適正化対策というようなことが改正の内容となっております。これも、めくっていただきまして、46分の1からずっとアンダーラインを引っ張っているところが改正部分になるんでございますが、これを全てを読みますと非常に時間がかかりますので、ちょっと全て読むのは。また見ていただくということで資料でよろしいでしょうか。改正理由としては、先ほど述べた理由になってございます。アンダーラインの引っ張っているところが、改正後と改正前ということになってございます。

それから、15号でございます。勝浦町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例で、改正理由は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による、これも厚生労働省の省令の改正によるものでございます。それから、同じく市町村が条例で定める基準が実際に事業者に適用される基準となるため、これも、申しわけありません、「事業者」が2つちょっとコピーして間違っただけで二重になっただけです。削除をお願いいたします。それから、改正内容でございますが、介護予防

認知症対応型通所介護の共用型認知症対応型通所介護の普及促進のために、利用定員を減らすということになっております。それから、介護予防認知症対応型共同生活介護の身体的拘束等の適正対策ということで、身体的拘束についての改正内容となっております。これも、大分めくっていただかないかんのですが、46を過ぎて、14分の1というところが、15号の改正後、改正前の形となっております。これも、同じくアンダーラインを引っ張って、改正というところを書いてございます。それで、これが利用定員等というのが、14分の2ページのところの第9条のところに改正の内容が書いてございまして、一番最後の下線のほうに、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が、1日当たり12人以下となる数とするというふうに改正になっております。この右側のほうの第9条のほうには、前段の施設ごとに1日当たり3人以下だけの規定となっておったんですが、このアンダーラインのほうを追加になっているというところが、定員の変更になっております。あとは、拘束等の記載のほうは、それぞれのページに出ております。老人施設におきましても、拘束をするに当たって、計画等とか指針を定めていくということで、厚生労働省のほうから言われておりますので、そのことについての規定がそれぞれに場所場所出てくるんでございますが、1つの例で言いますと、14分の12の第78条の部分に、第78条第3項の1、2、3と、身体的拘束について措置を講じなければならないということで、委員会を開いたり、指針を整備したり、研修をしなければならないというようなことが定められております。

それから、16号の議案でございます。勝浦町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、これも先ほどから言っております内容と同じで、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する厚生労働省の省令が改正になります。市町村が条例に定めた基準が実際に事業者に対応される基準となるため、これも「事業者」が、済いません、二重にちょっと記載されているので、削除をお願いいたします。改正内容でございますが、医療と介護の連携強化、それから公立中正なケアマネジメントの確保、障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携という内容になっております。こちらのほうが、5分の1というページの始まりのところで、第16号議案参考資料のところに、改正後、改正前の

条文を載せてございます。それで、これも先ほどの医療と介護の連携という部分のところが出ておまして、1つの例で言いますと、5分の4のところの(14)の2という分でございますが、担当職員は指定介護予防サービス利用者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能、その他の利用者の心身または生活の状況に関する情報のうち必要と認めるものを利用者の同意を得て主治医の医師もしくは歯科医師、または薬剤師に提供するものとするということで、介護施設のほうの利用者に対して、医療機関からそういう医療的な情報を提供するということの連携が求められております。

それから、17号でございます。勝浦町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、こちらが介護保険法施行規則の一部を改正する省令によるものでございまして、主任介護支援専門員の定義に係る経過措置規定の改正ということで、内容は、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に定める主任看護支援専門員研修を終了した者が主任介護支援専門員に変更されることで、こちらのほうの改正前、改正後も、17号の一番最後のページでございます、1分の1で、下線の引っ張っているところになります。改正前は、一番下から3行目でございますが、「主任介護支援専門員研修を終了した者」と記載されておったんですが、このたびの改正で、「その資格のある主任介護支援専門員」ということで、研修の終了というところがなくなっております。

改正につきましては、以上でございます。

続きまして、最初のページの改正理由のところに戻っていただきまして、議案18号、条例名、勝浦町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例でございます。制定理由は、居宅介護支援事業者の指定権限が県から町へ移譲されるためということで、運営基準等について町条例で定めなければならないということで必要となりました。制定内容でございますが、介護保険法第47条第1項第1号及び第81条第1項及び第2項の規定に基づき、居宅介護支援の事業に関する基準を定めるということでございます。人員、運営及び事業に関する基準を定めております。こちらは改正でございませぬので、議案のほうの18号を見ていただきまして、こちらにあるように、まず総則で趣旨でございますが、第1条、この条例は介護保険法第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援

(法第4条の第1項)に指定する居宅での支援をいう(以下同じ)の事業及び基準該当居宅介護支援,同法に規定する当該基準居宅介護支援をいう(以下同じ)の事業の人員及び運営に関する基準を定めるという趣旨でございます。それで,あとは基本方針が第2条からありまして,第3条,第4条に指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準を定めております。それから,第4章としまして,指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準を第5条から第30条まで定めまして,第5章におきまして,基準該当居宅介護支援の事業に関する基準で第31条に定めてございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長(節 公一君) 次に,議案第19号及び第21号について,中瀬住民課長に説明を求めます。

中瀬住民課長。

○住民課長(中瀬弘晴君) 議案第19号及び議案第12号についてご説明を申し上げます。

まず,議案第19号,勝浦町交通安全対策会議設置条例の一部を改正する条例でございます。

こちらのほう,第3条第2項に「委員は次の各号を掲げる者をもって充てる」とございます。そちらのほうの5号に「勝浦町議会議員のうちから町長が委嘱する者」というものを削るものでございます。また,第4条中第2項に「会長は委員の互選により副会長は会長の指名により定める」とございます。こちらの「指名」の「名」が「命」になってございましたので,名前の名に改めるものでございます。

議案第19号につきましては,以上でございます。

続きまして,議案第21号,勝浦町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例でございます。

こちらのほうは,国の第7次一括法による公営住宅法改正に係る関係省令の条項のずれによるものでございます。

まず,第15条第1項中,「施行規則第11条」を「施行規則第12条」に改める。こちらのほうは,勝浦町の設管条例におきましては,入居の継承について定めたものでございます。条項のずれのみでございますので,改正内容に変更はございません。

また,第17条第2項中,「施行規則第8条」を「施行規則第7条」に改めるという

ものでございますが、こちらのほうは、収入申告書等の条項に関する条項のずれでございます。

また、第38条及び第39条中、「政令第11条」を「政令第12条」に改めるというものでございます。こちらのほうは、家賃の特例について定めたものでございます。

そちらの国の法律の一括改正による条項のずれを修正したものでございます。

以上でございます。ご審議いただき、ご決議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（節 公一君） 次に、議案第20号、第22号、第23号について、山田企画総務課長に説明を求めます。

山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） それでは、私のほうからは3議案についての詳細説明をさせていただきます。

さきにお送りいたしました説明資料、第20号議案、第22号議案、第23号議案関係資料に基づいてご説明をさせていただきますので、ご準備のほどよろしくお願いいたします。

議案第20号、地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明でございます。

本改正は、監査委員、勝浦会館館長、投票管理者等の報酬等を改正するものでございます。

資料を1枚めくっていただきますと、議案第20号関係資料ということで、新旧対照表を記載をいたしております。

まず、改正に至る理由でございます。

まず、監査委員報酬につきましては、徳島県監査委員協議会から、長年にわたり報酬改定についての要望が行われてきております。また、本町監査委員さんからも、そのような改定についての要望が行われてきた経過がございます。また、本町の監査は、近年随時監査なども行い、職務が増加しつつある状況がございます。これらを踏まえ、今回の改定としたものでございます。

また、勝浦会館館長報酬につきましては、平成19年度から据え置きされているものであり、近隣自治体との状況も考量し、改定するものでございます。

では、資料のほうを見ていただきたいと思います。

右側に改正前、左側に改正後を記載した新旧対照表となっております。

まず、一番上のほうでございますが、監査委員報酬では、知識経験委員の報酬を改正前の「28万7,000円」から「36万円」に、議会選出委員の報酬を「22万4,000円」から「24万円」に、勝浦会館館長の報酬を「11万6,000円」から「12万6,000円」に改定するものでございます。

続きまして、選挙関係につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の改正にあわせての改定を行うものでございます。職名及び基準、報酬額の改定を行っております。改正前では、投票管理者、投票管理者職務代理者という部分でございますが、こちらのほうの部分に「共通投票所の投票管理者等」を追加いたしまして、その報酬額を「1万2,700円」から「1万2,600円」に、新たにその下、太枠で囲んだ部分でございますが、「期日前投票所投票管理者等」につきまして追加をいたしまして、日額報酬を1万1,100円に定めるものでございます。同様に、投票立会人等でも「共通投票所の投票立会人」を追加いたしまして、報酬額を「1万800円」から「1万700円」に改定し、新たに太枠で囲んだ部分で、期日前投票所の立会人を追加し、日額報酬を9,500円と定めております。

その下になりますけれども、選挙長等については、基準を日額から1回につきに改め、選挙開票立会人については、字句を一部改め、基準を日額から1回につきにそれぞれ改正しているものでございます。

ご審議をいただき、ご決議をいただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第22号でございます。勝浦町電子計算組織の運営に関する条例の一部を改正する条例でございます。

参考資料も、次のページをお開きいただきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。

今回の改正につきましては、町の電算機と外部団体等の通信回線を利用する結合を認めるための改正でございます。国については、マイナンバーカードの普及推進によりまして、マイナポータル設置など、住民の方々の利便性の向上を図っていくというふうなことで、ICT技術の活用を図っているところではございます。町も、このネ

ットワークに結合し、利便性の向上を図っていくような必要性が出てきたために改正を行うものでございます。改正では、結合を許可し、個人情報の保護対策を強化、徹底することといたしております。個人情報の保護については、法律と個人情報保護条例で、国の指導に基づき保護対策に万全を期していくことになっております。

続きまして、議案第23号、勝浦町個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。

次のページをお開きいただけたらと思います。

この改正につきましては、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正に伴うものであり、法律にあわせて個人に関する情報の定義の明確化、要配慮個人情報の定義等を図ったものでございます。内容といたしましては、第2条の第1項第2号で、個人情報の定義をア、イ、いずれかに該当する情報として明確化を図っております。アでは、個人情報を氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報といたしまして、その中でもその他の記述等の例示等について、電磁的方式に記載され、もしくは記録され、または音声、動作、その他の方法を用いてあらわされた一切の事項として規定をいたしております。また、イでは、行政機関の保有する情報の保護に関する法律に規定する個人識別符号も含まれるということで、新たに加えております。また、同項の第4号を追加いたしまして、要配慮情報、これを定義し、第7条第3項で要配慮個人情報の収集制限を規定をいたしております。大きな部分では、国の法律と言葉、用語等の定義について条例と整合性を図った格好となっております。

以上、詳細説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決議いただきますようよろしく願いいたします。

○議長（笹 公一君） 次に、議案第24号について、柳澤建設課長に説明を求めます。

柳澤建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 議案第24号について説明をいたします。

勝浦町道路線の認定について、道路法第8条の規定により、次の道路を町道に認定する。

それで、表の中を読み上げます。路線番号が21、認定路線名が今山寺前線、起点が

勝浦町大字沼江字宮前19番の2，終点が勝浦町大字沼江字宮前19番3，延長が37.6メートル，幅員が2.5メートルから5.8メートル。備考といたしまして，追加認定でございます。

お配りをいたしましたペーパーの，めくっていただきますと，位置図的な写真がございます。それともう一枚めくっていただきますと，起終点の状況ということで，明確に写真に撮影されております。

3月8日の12時30分に，現地で確認を予定しておりますので，どうかよろしく願いいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（筧 公一君） 以上で詳細説明は終わりました。

これより議案第9号から議案第24号までの総括質疑を行います。

まず，議案第9号について質疑のある議員は発言をお願いします。簡易水道の管理条例の一部を改正する条例です。

質疑ありませんか。ありませんか。

国清議員。

○7番（国清一治君） ちょっと教えてもらいたいんやけんどな，これメートル口径，今ちょっと話，普通13ミリで，そしたら営業所の人とかあるんだらうけど，この口径っていうたら，メートルのどこへ来るまで，家へ引っ込んどうで，メートルの手前，メートルから後。

○議長（筧 公一君） 松本室長。

○簡易水道対策室長（松本博文君） メーターまでにも，13ミリだったら13ミリで来ております。宅内にも13ミリで入っているのをメートル口径としております。

○7番（国清一治君） ほしたら，水量はメートルではかるんで，量はな。量は追加料金でこれ示されとうんやけんど，口径が太いだけでも，これはかかるということなんやな。量は同じで，メートルではかるんじやろう。

ちょっと基本的に教えてもらおうと思うて。

量はメートルではかるで，水量は，使うな。

○議長（筧 公一君） 松本室長。

○簡易水道対策室長（松本博文君） 水量についてはメートルで計算されますが。

○7番（国清一治君） 立米が量じゃわな。

○簡易水道対策室長（松本博文君） 立米，はい。13ミリと20ミリを使い分けているご家庭っていうのは，人数が多かったりする家庭については20ミリ，人数が少ない家庭につきましては13ミリでいかれている場合が多いです。

○7番（国清一治君） わかるんやけど，量はメーターではかるんじゃな。ただ，口径が太いだけで，こんだけかかってくる，かかるようになってんやな。

○簡易水道対策室長（松本博文君） 水道口数などが多い場合には，やっぱり13ミリでは出る量が少なかったりします。そのために20ミリを希望されているご家庭の方……。

○7番（国清一治君） それはわかるんやけどな，使う量はお金が別にあるでな，口径だけでこんだけそんなに変わるんかなと，ちょっと今まで気がつかないだけん。

○議長（笹 公一君） ちょっと小休します。

午後3時26分 休憩

午後3時30分 再開

○議長（笹 公一君） 再開します。

ほかに，議案第9号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） それでは，議案第10号について質疑のある議員はありますか。ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） では続いて，議案第11号について質疑ありませんか。ありませんか。運営委員会の人数変更，なしでいいですか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） それでは，議案第12号について質疑はありますか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） では続いて，議案第13号について質疑はありますか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） 議案第14号について質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笹 公一君) では続いて、議案第15号について質疑ありませんか。ありませんか。

国清議員。

○7番(国清一治君) 業務量的にはどうなるのですか。

○議長(笹 公一君) 岡本福祉課長。

○福祉課長(岡本重男君) 業務がふえるかと言うたら、町の職員のほうは、最後の新しくつくった条例のところは、県から町に移管されますので、新たにもしも事業者がしたいという話になりましたら、町の職員のほうが見に行って、この条例に沿って対応していくようになりますが、上の改正部分につきましては省令の改正ですので、そんなに町の職員というよりは、実際に介護施設の方が今後いろんな拘束の委員会とかつくったりする手間とか、それから医療と介護の連携強化をしていかないかんで、介護施設の職員の方が業務がより緻密にやっていくようになるんで、業務がふえるかなとは考えております。

○議長(笹 公一君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笹 公一君) なければ、議案第16号について質疑ありませんか。

なければ……。

美馬議員。

○3番(美馬友子君) 5分の5のところで、説明資料のところで、担当職員って誰を指すんですか。医療的な状況を提供しないかんのと違う。それは、普通のスタッフができるんですか。

○議長(笹 公一君) 岡本福祉課長。

○福祉課長(岡本重男君) 濟いませぬ。ちょっと間が省略されとるんですが、担当職員というのは、介護施設の職員になってまいります。この担当職員がいろいろ指定介護のサービス担当者会議とかで、利用者とか家族の参加を新たにしてもらったり、この5分の4ページで言いますと9号のところ、そういうところが追加なっているがふえたり、先ほどちょっと最初にも言いました主治医の医師、歯科医師、薬剤師からこういう医療的な情報の提供を受けるとかというのは、担当職員は介護施設の職

員の担当職員になってまいります。よろしいでしょうか。

○議長（筈 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 専門職でなくても、介護のスタッフで十分いけるということですか、医療的な情報提供するのに。服薬の内容まで、この担当者って説明できるんだらうか。

○議長（筈 公一君） 岡本課長。

○福祉課長（岡本重男君） 介護担当職員が医療的なことを説明するのではなしに、介護の業務を行うに当たって、服薬であるとか、口腔ケアについてのことを知っておいて介護のほうに生かすということで、それぞれの主治医から、こういう情報を今までなかなか病院によったら介護施設のほうへ提供が十分できてなかったということで、今後医療と介護の連携で、病院のほうからもちゃんと介護施設の担当職員にこういう情報を流してするようにということを今回国のほうは変えたんで、それにあわせて町の条例も変えていくということになります。わかりにくいですか。

○3番（美馬友子君） 私が前仕事しよった関係で、介護施設にはこういう情報を私たちは流してたんですけど、かえって介護施設から来るときに、こういうふうな情報がなかったんで、今度改めてこういう情報を提供してもらえるのかなと思うとったんやけど、反対やな。

○福祉課長（岡本重男君） はい。

○3番（美馬友子君） まだまだしてない病院があったということ。

○福祉課長（岡本重男君） そういうことです。

○議長（筈 公一君） いいですか。

ほかに、議案第16号についてありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（筈 公一君） なければ、議案第17号について質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（筈 公一君） なければ、議案第18号について質疑はありませんか。ないですか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） それでは、議案第19号について質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） では、議案第20号について質疑はありませんか。

国清議員。

○7番（国清一治君） ちょっと教えてもらいたいんやけど、勝浦会館の館長さんって、今名前言うてもええん。誰で。

○議長（笹 公一君） 福祉課長。

ちょっと小休してにしますから、でよろしいでしょうか。

ちょっと小休します。

午後3時●分 休憩

午後3時●分 再開

○議長（笹 公一君） 再開します。

○7番（国清一治君） 僕が聞きたいんは、今回何年ぶりかに1万円上げとんやけど、この根拠っていうか、はっきり言うて、最賃制から言うても、これ低いように思うんやけどな、1日の、週やっぱり5日でしょう、5日かな。そこらと、この積算基礎をちょっと教えてもらいたい。

○議長（笹 公一君） 岡本福祉課長。

○福祉課長（岡本重男君） まず、積算の根拠でございますが、長年にわたって改定していませんでしたので、最近の臨時職員さんの賃金の改定、町のが29年度に6.56%、30年度に3.08%ということで、10%弱ですね、それぐらいの率でちょっとトータルで上げております。今回1万円上げまして12万6,000円になりまして、増加率が8.62%としております。それから、近隣の隣保館の館長さんの月額でございますが、南のほうを中心に聞きまして、小松島、阿南、石井町、海部郡のそれぞれ電話で問い合わせしまして、最低が14万6,000円から一番高いのが20万6,300円の月額となっております。先ほど言いました12万6,000円の額を割る日数でございますが、実は5日フルで出てきなさいとまでは、ちょっとはっきりお話をしておりません。口頭で、用事があって休むときは役場のほうへ連絡入れていただいて休んでもらうというような出勤状況で、一応年に何日かまとめて休んだりするのを平均で考えると、月に

18日ぐらいで考えますと、1日当たり約7,000円ぐらいということで、今回1万円の増額というのを担当課長として提案をいたしました。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） 安いように思う。週5日やったら5日に決めとかないかなだろうし、休んでも、週休もあるしね、今やったら。ほなけん、ここら最賃制と比べてどんなんかいなと思うて。ここらのほんなら最賃制の計算根拠ではないっちゅうことやな。

○議長（笹 公一君） 岡本課長。

○福祉課長（岡本重男君） 最低賃金というか、一応日数というのが決めておりませんので、具体的に休む日数を、大体18日ぐらいで7,000円ぐらい掛けて算定したということで、今現在の臨時の方の賃金は30年度で6,700円、一般事務の方になっておりますので、それよりはやっぱり上回らなければいけないかなと思ひまして、7,000円にさせていただきました。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） 結構です。

○議長（笹 公一君） ほかに、20号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） なければ、議案第21号について質疑はありますか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） なければ、議案第22号について質疑はありますか。

仙才議員。

○1番（仙才 守君） 簡単に。今までつないだらいかんっていうのを、つないでもいすよというふうになったんですね。このほかで、いろいろ防御しとんかもわからんですけれども、この7条だけ取り上げてから、この外部団体等というのは、何が想定されているんですか。

○議長（笹 公一君） 山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 基本的に想定しているのは、国及びそれに準ずる団

体、国保連合会とか、国の業務を委託した団体、そこらあたりを想定をいたしております。

○1番（仙才 守君） それは、ほかの条項でうたわれているということですか。

○議長（笹 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 基本的に、勝浦町電子計算組織の運営に関する条例というのが、かなり前につくられております。そのころには、個人情報保護を云々というのが余り厳しくなかったもので、勝浦町独自に情報を集めたり、情報を提供したり、つないだりというのを規定したような経過がございます。最終的の話なんですが、個人情報保護条例ができておりますので、基本的にはそちらのほうで規定して個人情報を守っていくというふうな格好になろうかと思えます。実際に、この勝浦町電子計算組織の運営に関する条例の中で規定されている条項も非常に少なくございます。個人情報の保護条例のほうが大きく固まって、国との連携もとれて、守れるようになっていけば、基本的に、最終的には、勝浦町電子計算組織の運営に関する条例は廃止のほうに向けていこうというふうには考えております。

議員さんをご質問なされた個人情報、そのデータの保護についてはどこでということにつきましては、個人情報保護条例のほうで大きく守っていくというふうな格好になっていくと思っております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 仙才議員、いいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） 続いて、議案第23号について質疑はありますか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） それでは、議案第24号について質疑はありますか。

国清議員。

○7番（国清一治君） 今回路線認定箇所網の目のようになって思うんやけど、ここのこれ起点、終点の両サイドは、これ町道に既になつとんですか。

○議長（笹 公一君） 柳澤建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 既に町道になっております。ですので、追加認定をさせていただきます。

今回、寺前線ちゅうて追加認定するんですけども、あの田台の中には、寺前線とか宮前線とって、お宮の前から出ていたものへ入っていとんが起点になっとう道と、それとお宮の前から入っていとう道で寺前宮前線とかいろいろ、そのあたりで町道が2種類あります。また覚えていただいたらと思います。

○7番（国清一治君） わかりました。

○議長（笹 公一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） なければ、以上で総括質疑を終了します。

お諮りします、本件を第二読会に付することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） ご異議ありませんので、本件は第二読会に付することに決定いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

あすは午前9時半から会議を再開いたします。

なお、この後連絡事項がありますので、議員各位は控室のほうでお願いします。4時から始めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。きょうはどうもご苦労さんでした。

午後3時49分 散会